

空乗第 1197 号	平成 12 年 10 月 11 日
国空乗第 1059 号	平成 14 年 9 月 30 日(一部改正)
国空乗第 451 号	平成 18 年 4 月 1 日(一部改正)
国空乗第 56 号	平成 21 年 5 月 15 日(一部改正)
国空乗第 274 号	平成 22 年 8 月 31 日(一部改正)
国空乗第 351 号	平成 22 年 10 月 12 日(一部改正)
国空乗第 590 号	平成 23 年 3 月 9 日(一部改正)
国空乗第 128 号	平成 23 年 6 月 29 日(一部改正)
国空乗第 828 号	平成 24 年 3 月 28 日(一部改正)
国空航第 1158 号	平成 26 年 3 月 31 日(一部改正)
国空航第 119 号	平成 27 年 6 月 22 日(一部改正)
国空航第 11577 号	平成 29 年 3 月 31 日(一部改正)

航空従事者養成施設指定申請・審査要領

航空従事者養成施設指定申請・審査要領 差替表

No.	文書番号	改正年月日	新項	旧項
1	国空乗第 1059 号	平成 14 年 9 月 30 日	50,56,57,61	50,56,57,61
2	国空乗第 451 号	平成 18 年 4 月 1 日	1~101	1~98
3	国空乗第 56 号	平成 21 年 5 月 15 日	1~102	1~101
4	国空乗第 274 号	平成 22 年 8 月 31 日	1~3,101~102	1~3,101~102
5	国空乗第 351 号	平成 22 年 10 月 12 日	1~104	1~102
6	国空乗第 590 号	平成 23 年 3 月 9 日	17~18,104	17~18,104
7	国空乗第 128 号	平成 23 年 6 月 29 日		
8	国空航第 827 号	平成 24 年 3 月 28 日	57~63,112	57~63,112
9	国空航第 1158 号	平成 26 年 3 月 31 日	目次,1,2,3,10~ 11,18,113	目次,1,2,3,10~11,18
10	国空航第 119 号	平成 27 年 6 月 22 日	目次, 1,3~114	目次, 1,3~113
11	国空航第 11577 号	平成 29 年 3 月 31 日	全頁差替え	—

航空従事者養成施設指定申請・審査要領

目 次

第 1 部	総則	1
第 2 部	指定の基準	1
第 3 部	教育規程の記載要領	10
第 4 部	指定及び限定変更承認の方法並びに技能審査員の認定	15
第 5 部	定期運送用操縦士の技能証明課程に関する基準	25
第 6 部	事業用操縦士の技能証明課程に関する基準	31
第 7 部	自家用操縦士の技能証明課程に関する基準	37
第 8 部	等級限定変更課程に関する基準	46
第 9 部	型式限定変更課程に関する基準	54
第 10 部	計器飛行証明に関する基準	59
第 11 部	操縦教育証明課程に関する基準	64
第 12 部	航空整備士の技能証明課程に関する基準	71
第 13 部	航空運航整備士の技能証明課程に関する基準	77
第 14 部	航空工場整備士の技能証明課程に関する基準	82
第 15 部	等級限定変更課程（整備士）に関する基準	91
第 16 部	型式限定変更課程（整備士）に関する基準	93
第 17 部	整備の基本技術課程に関する基準	96
様 式		98
附 則		120

航空従事者養成施設指定申請・審査要領

第1部 総則

1. 目的

本要領は、航空法第29条第4項の規定による航空従事者の養成施設の指定に関して、航空法及び同法施行規則に規定される申請及び審査を行うための方法等を定めることを目的とする。

2. 本要領の位置付け

航空従事者養成施設の指定、課程についての限定の変更及び指定の取消し等は、航空法及び同法施行規則に規定するもののほか、本要領に定めるところにより行わなければならない。ただし、操縦特性が極めて類似する型式（製造国政府が決定した型式間の差異訓練レベルがA、B、C又はDの型式）への限定変更を行う場合等、本要領の一部についてこれを適用することが適当でないと認められる場合には、指定養成施設として同等以上の能力及び安全性が確保できるとして航空局安全部運航安全課長が指定する他の方法によることができる。また、航空機の運航の実態に係る分析に基づき、訓練生が習得すべき能力を明らかにした上で、当該養成施設における教育及び技能審査の継続的な分析に基づき、当該能力の習得に十分な教育の内容及び方法並びに技能審査の方法を定める場合として、Competency-Based Training and Assessment Program（以下「CBTAプログラム」という。）を実施する場合は、本要領に定めるもののほか、「Competency-Based Training and Assessment Programの審査要領細則」（平成29年3月30日 国空航第11576号）（以下、「CBTAプログラム審査要領細則」という。）において必要な要件を定める。

第2部 指定の基準

1. 総論

航空従事者養成施設の指定の基準は、航空法施行規則第50条の4に規定されているが、その具体的な基準は以下のとおりとする。

(1) 「当該養成施設を適正、かつ確実に運営できる」（第1号ロ）

設置者（設置者が法人である場合には、当該法人の経営に責任を有する者）は、当該施設を教育規程に従って適正かつ確実に運営できる者であること。なお、特にCBTAプログラムを実施する場合は、指定本邦航空運送事業者として指定を受けた又は受けようとする本邦航空運送事業者であって、航空法第72条に基づく機長の認定及び審査についてもCBTAプログラムを実施している又は実施しようとしている者であること。

また、航空機の運航を伴う実技教育を実施する指定養成施設の設置者は、運航安全課長が別途定める「指定航空従事者養成施設の安全管理システムの構築に係る指針」に基づい

て、その権限及び責任において航空機の運航を伴う実技教育の安全管理に関する文書を作成するとともに、当該文書に記載されたところに従い実技教育が実施される体制を構築すること。ただし、本邦航空運送事業者が設置する養成施設であって、当該事業者が航空法第103条の2の規定により構築する安全管理システムのもとで当該実技教育が実施されるものは、この限りでない。

(2) 「航空従事者の養成について相当の実績を有する」 (第1号ハ)

① 当該施設が新たに養成施設の指定を受ける場合

以下の基準を満足するものであること。

- 1) 当該教育を2年以上又は3コース以上行っていること。ただし、直近の教育を修了した日が、指定の申請を行った日から遡って2年を超えないこと。
- 2) 修了者が10名以上であること。ただし、整備士に係るものについては、修了者が20名以上であること。
- 3) 所定の学科教育の修了者について、学科教育修了後に行われた連続する2回の航空従事者の学科試験(学科試験とは、国土交通大臣が実施する国家試験をいう。以下同じ。)による合格率(全科目合格したものに限る。)が80%以上であること。この場合において、やむを得ない理由により学科試験を受験できなかった者及び受験する必要がない者については、計算の基礎となる学科教育修了者数には含めない。なお、課程が技能証明の限定変更に係るもの又は当該課程に係る技能証明等の学科試験に合格していることを入所要件としているものである場合には本項は適用しない。
- 4) 所定の教育の修了者について、教育の修了日から90日以内に行われた実地試験(実地試験とは、国土交通大臣が実施する国家試験をいう。以下同じ。)による合格率(1回で合格したものに限る。)が80%以上であること。この場合において、やむを得ない理由により実地試験を受験できなかった者については、計算の基礎となる教育修了者数には含めない。

② 指定養成施設が新たに追加する課程についての限定変更承認を受ける場合

以下の基準を満足するものであること。

- 1) 当該教育を1コース以上行っていること。ただし、直近の教育を修了した日が、承認の申請を行った日から遡って2年を超えないこと。
- 2) 修了者が4名以上であること。ただし、整備士に係るものについては、修了者が8名以上であること。
- 3) ①3)及び4)に定める基準に適合していること。

③ テストコースの指定を受けた場合

本要領第4部2に従って指定を受けたテストコースについて審査を受け、これに合格したものであること。

④ 既に指定を受けている課程についてCBTAプログラムを実施する場合の取扱

既に指定を受けている課程についてCBTAプログラムを実施しようとする場合であって、当該教育課程（CBTAプログラムによらないもの）を1コース以上行っているときは、上記①～③は適用しない。

(3) 管理者の要件（第2号）

「当該養成施設の運営を適正に管理できる」（ハ）

管理者は、当該施設の運営が教育規程に従って適正に行われていることについて、統括的に管理することができる権限及び責任を有する者であること。

また、航空機の運航を伴う実技教育を実施する指定養成施設にあつては、管理者は、航空機の運航を伴う実技教育の安全管理に関する文書に従って実施される安全管理の取組みについて、統括的に管理すること。ただし、本邦航空運送事業者が設置する養成施設であつて、当該事業者が航空法第103条の2の規定により構築する安全管理システムのもとで当該実技教育が実施されるものにあつては、この限りでない。

(4) 学科教官の要件（第3号）

① 「必要な数」（各号列記以外の部分）

学科教育の科目ごとにその科目の教育を行うについて必要な数とする。なお、学科教官は、1名で2以上の科目を担当することができる。

② 「主席学科教官」（各号列記以外の部分）

学科教官として必要な教育（学科教官の任用、技量保持等を含む。）を管理し、学科教育全般について責任を有するものとする。

③ 「相当の実務の経験を有する者」（ロ）

航空従事者・無線従事者・運航管理者・気象予報士等の資格を有する者とし、これらの資格を有していない者については、当該学科に相当する教育科目に関して3年以上の教育歴又は実務歴を必要とするものとする。

④ 「課程に係る学科の教育を行うに十分な知識及び能力を有する者であつて教官として必要な教育を受けている」（ハ）

課程の資格や限定の別ごとに必要な知識・能力が備わっており、各施設が規定する教官任用教育（指定養成施設の概要、教育訓練技法、担当科目のオブザーブ等）を修了し、当該教育が適正に行えることを管理者又は主席学科教官が判定することで確認することをいう。特に、CBTAプログラムを実施する課程の教官は、CBTAプログラム審査要領細則に従って、任用訓練及び定期訓練並びに必要な場合は追加訓練等を修了することが必要となる。なお、当該施設の複数の課程で共通する科目の教官である場合は、1の課程での任用教育等を実施することにより他の課程の任用教育等を一部省略することができる。

(5) 実技教官の要件（第4号）

① 「必要な数」（各号列記以外の部分）

- 1) 実技教官1名が担当する訓練生は6名以下であること。ただし、整備士に係る課程にあつては12名程度であること。
- 2) 実技教育を受ける訓練生をグループに分ける場合には、グループごとに担当の実技教官を配置すること。
- 3) 整備士に係る課程にあつては、実技の科目ごとに必要な数以上の実技教官が置かれていなければならない。なお、実技教官1名で2以上の科目を担当することができる。

② 「主席実技教官」（各号列記以外の部分）

実技教官として必要な教育（実技教官の任用、技量保持等を含む。）を管理し、実技教育全般について責任を有するものとする。

③ 「同等以上の経歴、知識及び能力を有する者」（ロ）

特定の科目に関して専門の教育施設を修了したこと又は3年以上の実務経験を有すること等により、技能証明を有する者と同等又はそれ以上の知識及び能力を有していると認められる者をいう。

④ 「課程に係る実技の教育を行うに十分な知識及び能力を有する者であつて教官として必要な教育を受けている」（ハ）

課程の資格や限定の別ごとに必要な知識・能力が備わっており、各施設が規定する教官任用教育（指定養成施設の概要、教育訓練技法、担当科目のオブザーブ等）を修了し、当該教育が適正に行えることを管理者又は主席実技教官が判定することで確認することをいう。特に、CBTAプログラムを実施する課程の教官は、CBTAプログラム審査要領細則に従って、任用訓練及び定期訓練並びに必要な場合は追加訓練等を修了することが必要となる。なお、当該施設の複数の課程で共通する科目の教官である場合は、1の課程での任用教育等を実施することにより他の課程の任用教育等を一部省略することができる。

(6) 技能審査員の要件（第5号）

① 「必要な数」（各号列記以外の部分）

- 1) 当該施設の最大養成数等を考慮し、施設を運営するにあたって必要と認められる数とする。この際、技能審査員の一部を模擬飛行装置等による技能審査に限定した技能審査員（以下「限定技能審査員」という。）とすることができる。ただし、当該課程ごとに限定技能審査員以外の技能審査員を配置しなければならない。
- 2) 技能審査員（限定技能審査員を含む。以下、特に記載のない場合は同じ。）は、設置者及び管理者と兼務することはできない。
- 3) 技能審査員が実技教官と兼務する場合には、実技教官として教育を行った訓練生に

対しては技能審査員として技能審査は行わないなど、公正、中立、厳正な技能審査が行えることを担保する措置を執ることが必要である。なお、この場合、教育規程に当該措置を明記しなければならない。

4) 限定技能審査員を置くことができる課程は、技能審査の全部又は一部を模擬飛行装置等で行うことが認められた課程に限るものとする。なお、限定技能審査員を置く場合には、教育規程にその旨を明記しなければならない。

② 「技能審査に関する能力を有する者であること」 (ニ)

本要領の第4部3の規定により認定を受けた者であること。特に、CBTAプログラムを実施する課程の技能審査員は当該課程の技能審査員としての認定を受けた者であること。当該認定にあたっては、技能審査員は、CBTAプログラム審査要領細則に従って、評価者の任用訓練及び定期訓練並びに必要な場合は追加訓練等を修了することが必要となる。

(7) 教育施設の要件 (第6号)

① 学科の教育を行うために必要な建物その他の施設 (イ)

以下の基準に適合するものであること。

- 1) 1のコースに在籍する訓練生の全部を収容できる広さの教室を1以上有すること。ただし、訓練生をグループに分ける場合には、1のグループの訓練生の全部を収容できる広さの教室をグループの数以上有すること。
- 2) 1)に定める教室のほか、必要な数の教室等を有すること。
- 3) 教室の面積は、訓練生5名まで15㎡とし、5名を超える1名について1.5㎡を加算した面積であること。
- 4) 建築関係法規に適合するものであること。
- 5) 標準視力を有する者が、疲労を感じることなく学習ができる照明の設備を有すること。
- 6) 十分な余裕をもって学習ができる大きさの机と椅子を備えていること。
- 7) 1.5㎡以上の面積を有する黒板又はそれと同様のものを備えていること。
- 8) 上記に定めるほか、本要領第5部～第16部に規定する基準に適合していること。

② 実技の教育を行うために必要な機材及び設備等 (ロ)

- 1) 本要領第5部～第16部に規定する基準に適合していること。

③ 教育施設を借用する場合の取扱

教育施設について、その一部を有しておらず、他の者から借用する場合であって、契約書等により、当該教育施設を借用可能な状況にあることが明確に示されている場合には、当該教育施設を有しているものとみなす。この場合において、①及び②に定める要件は、借用する教育施設について準用する。

(8) 学科・実技教育の方法（第7号）

教育の内容及び方法は以下のいずれかの基準を満たすものであること。

① CBTAプログラムを実施しない課程の場合

CBTAプログラムを実施しない課程の教育の内容及び方法については、以下に掲げる要件によるものとする。

1) 実地試験の全部を免除する基準

本要領第5部～第16部の教育計画に定める基準に適合している場合は、実地試験の全部を免除することができる。ただし、当該課程に係る技能証明以外の航空従事者技能証明等の資格を有すること又は当該課程に係る技能証明等の学科試験に合格していること若しくは飛行経歴又は当該課程の学科教育若しくは実技教育に相当すると認められる教育を受けていることを入所要件としている場合は、当該課程の教育科目及び教育時間数を軽減することができる。

2) 実地試験の一部を免除する基準

本要領第5部～第16部の教育計画に定める基準に適合していない場合であって、航空法施行規則第50条の2第3項に規定する告示「航空法第29条第4項の規定により運輸大臣が申請により指定した航空従事者の養成施設の課程を修了した者に対する実地試験についての免除に関する告示」（平成12年運輸省告示第333号）別表二に定める教育科目を満足する場合は、実地試験の一部を免除することができる。ただし、当該課程に係る技能証明以外の航空従事者技能証明等の資格を有すること又は当該課程に係る技能証明等の学科試験に合格していること若しくは飛行経歴又は当該課程の学科教育若しくは実技教育に相当すると認められる教育を受けていることを入所要件としている場合は、当該課程の教育科目を軽減することができる。

② CBTAプログラムを実施する課程の場合

CBTAプログラムを実施する課程の教育の内容及び方法については、CBTAプログラム審査要領細則に従って、訓練生、学科教官及び実技教官並びに技能審査員について、それぞれに必要なコンピテンシーを適切に定め、教育内容がそれぞれ適切に定められていること。

また、航空法施行規則第50条の2第3項に規定する告示「航空法第29条第4項の規定により国土交通大臣が申請により指定した航空従事者の養成施設の課程を修了した者に対する実地試験の免除に関する告示」（平成12年運輸省告示第333号）第5項の規定に基づき、以下に掲げる課程であって、CBTAプログラムを実施するものについては、申請により、実地試験の全部を免除することができる。

- 1) 定期運送用操縦士の技能証明課程
- 2) 定期運送用操縦士に係る型式限定変更課程

- 3) 事業用操縦士に係る等級限定変更課程
- 4) 事業用操縦士に係る型式限定変更課程

(9) 技能審査の方法（第8号）

技能審査の方法は以下のいずれかの要件を満たすものであること。

① CBTAプログラムを実施しない課程の場合

審査の科目、実施要領及び判定基準は運航安全課長が定める操縦士実地試験実施基準・細則及び航空整備士実地試験実施要領に準拠するものであること。

② CBTAプログラムを実施する課程の場合

審査の科目、実施要領及び判定基準が、CBTAプログラム審査要領細則に従って定められていること。ただし、航空法施行規則別表第三に掲げる実地試験の科目については審査の科目に含めること。

(10) 施設の適確な運営のための制度（第9号）

① イ～ホに掲げる制度の運用について責任を有する組織等が明確であること。

② 学科教官、実技教官及び技能審査員に係る管理に関する制度（イ）

主席教官等による教官任用時の訓練・審査や定期的な教官の技量の確認によって、教官の品質管理が継続的になされ、教育の標準化を図るための教官会議の開催等により、適切な教育訓練が行われる体制であること。特に、CBTAプログラムを実施する場合は、CBTAプログラム審査要領細則に従って、当該課程に係る技能審査員についてもコンピテンシーの維持を目的とした定期的な訓練が適切に行われる体制であること。

③ 技能審査の結果についての評価に関する制度（ロ）

教官会議や教官と技能審査員との会議の開催等により技能審査の実績が分析・検討され、この結果を受けて教育内容の改善、教育シラバスの見直し等、必要な改善が図られるものであること。特に、CBTAプログラムを実施する場合は、CBTAプログラム審査要領細則に従って、当該課程に係るコンピテンシーの評価に係るデータ、実運航で発生した不安全事象等に基づく定期的なレビューを行い、教育内容の改善、教育シラバスの見直し等、必要な改善が図られるものであること。

④ 教育施設の維持管理に関する制度（ハ）

1) 訓練機器等の必要な品質が維持されるために必要な措置が講じられるものであること。

2) 教育に必要な規定類が最新のものに維持されることを保証するものであること。

⑤ 教育実績の記録に関する制度（ニ）

訓練生の教育訓練の実績等が確実に記録され、訓練生に必要な教育が行われているこ

とが確認できるものであること。特に、CBTAプログラムを実施する課程については、CBTAプログラム審査要領細則に従って、以下の要件を満たすものであること。

- 1) コンピテンシーの評価に係るデータの収集・保存が行われるものであること。
- 2) 定期的なレビューに基づき定期報告書を作成するものであること。
- 3) コンピテンシーの評価に係るデータ及び定期報告書が国土交通大臣へ提出されるものであること。

⑥ 当該養成施設の監査に関する制度（ホ）

- 1) 当該施設の業務全般にわたり、航空法及び同法施行規則の関連する条項並びに本要領に定める基準への適合性について確認を行うものであること。
- 2) 監査が計画的かつ定期的に実施されるものであること。
- 3) 監査を行う者は、必ずしも監査対象から独立した組織に属している必要はないが、監査について必要な権限が付与されており、監査対象についての知識・経験を有する者で、監査の手法について必要な社内教育等を受けていること。
- 4) 監査結果の記録が適切に行われるものであること。
- 5) 監査において発見された不具合は設置者又は管理者に報告され、これらの者の責任で適切な是正措置が講じられるものであること。

(11) 訓練の一部委託に関する要件

訓練を一部委託する場合は、下記の要件を満足しなくてはならない。

① 委託者の要件

- 1) 受託者及び受託者が行う業務を適切に管理するための体制（組織、要員、制度及び設備）を有すること。
- 2) 課程に対応する訓練又は類似する訓練の管理者としての経験を有すること。
- 3) 委託者は、各課程において必要な要件を満足する主席学科教官及び主席実技教官を配置すること。

② 受託者の要件

- 1) 受託する訓練について、以下に掲げる制度及び能力を有する者であること。
 - i) 当該教育訓練の経験又はそれと同等以上の教育訓練の能力を有していること。
 - ii) 当該教育訓練を行う教官が航空法規及び委託者の教育規程等に係る教育・研修を修了していること。
 - iii) 当該教育訓練を行う教官が委託者の訓練方針に沿った適切な訓練教育を修了していること。

③ 委託者による受託者の管理

委託者は、下記の事項を含む適切な委託管理を実施しなければならない。

- 1) 委託先の能力審査及び定期監査

- i) 委託を開始する前に、委託先の能力・体制を審査すること。
- ii) 受託者による訓練の体制及びその品質を定期的かつ必要に応じ適宜監査すること。また、必要に応じ、改善措置を講じさせること。なお、定期監査は適切な間隔で実施すること。
- iii) 定期監査は、(9)⑥に掲げられた検査項目等を含む事項について行うこととする。

2) 訓練の管理

- i) 受託者による訓練が委託者の教育規程等に従って適切に実施されるよう管理すること。
- ii) 受託者が実施する訓練方法及び訓練施設は委託者が実施する場合と同様のものであることを確認すること。
- iii) 委託する訓練に係る教育規程等を改定した場合は、委託者は速やかに受託者に通知すること。

④ その他

1) 前述の要件に加え、以下の要件を満足すること。

- i) 訓練の委託が訓練品質の低下を招くものであってはならないこと。
- ii) 委託先に適用する訓練実施の基準等は自らが実施する場合と同様のものであること。
- iii) 訓練業務の管理は、自ら行うこと。
- iv) 訓練委託に関する安全確保の基本方針を設定すること。

2) 訓練業務の委託の方法

訓練委託を行う業務の範囲及び内容、受託者による当該訓練の方法等についての概要を設定すること。

2. 課程ごとに定める基準への適合

1に定めるもののほか、本要領第5部～第17部に定める基準のうち該当するものに適合していなければならない。

第3部 教育規程の記載要領

1. 総論

航空法施行規則第50条の3第3項に規定する教育規程に記載すべき事項は、4.のとおりとする。

2. 教育規程の変更

(1) 教育規程の記載事項を変更しようとする場合であって、以下に掲げる場合には航空法施行規則第50条の10に基づき、教育規程2部（変更に係る部分に限る。）及び第19号の8様式の教育規程変更申請書を提出し、国土交通大臣の承認を受けること。なお、これらに該当しない場合であって、教育規程の記載事項を変更した場合には、航空法施行規則第238条の規定に基づく国土交通大臣への届出が必要となる。

① 既に指定を受けている課程においてCBTAプログラムを実施しようとする場合

② CBTAプログラムを実施している課程において、以下に掲げる内容を変更しようとする場合

1) コンピテンシー

2) 技能審査の科目

3) 技能審査の合否判定に係るパフォーマンスの判定基準

4) 技能審査に係る運航シナリオ

③ CBTAプログラムを実施している課程において、CBTAプログラムの実施を取りやめようとする場合

(2) 教育規程の変更の承認は航空法施行規則第50条の10の規定により、第19号の9様式を交付することによって行う。

(3) 申請書に添付された教育規程のうち一部は、教育規程変更承認書の交付にあわせて返却するものとする。

(4) 審査の結果、承認を行わない場合は、不承認通知書（第1号様式）をもって申請者に通知するものとする。

3. CBTAプログラムに係る教育規程の記載内容

CBTAプログラムを実施する場合にあっては、教育規程に関し、本要領に定めるほか、CBTAプログラム審査要領細則に定める要件に従って必要な内容を定めること。これらの内容は、CBTAプログラム審査要領において規定されるCBTAプログラム規程に定めることとし、教育規程中で適切にCBTAプログラム規程を呼び出す形とすることが推奨される。

4. 記載事項

(1) 一般事項

① 施設の名称

② 所在地

指定又は限定を受けようとする養成施設の課程に係る教育を行う場所が複数ある場合には、主たる事務所の住所をもって所在地とする。

③ 限定を受ける課程名

CBTAプログラムを実施する課程は、その旨が分かる課程名とすること。

④ 教育目的

⑤ 入所要件

入所の前提となる資格、所属及び入所者の選抜方法等の要件が明記されていること。

⑥ 最大養成数及び標準養成数等

最大養成数は、1コース（コースとは、教育規程に定める教育期間の1期間をいう。以下同じ。）あたり同時に教育を行うことが可能な最大数であって、指定を受けようとする養成施設が有する実績又はテストコースの審査結果及び教育施設並びに管理者、教官の能力等を総合的に考慮して、適当と認められる数とする。

⑦ 教育目標

(2) 設置者

資格、経歴等を明記し、必要な資格要件を満たしていること及び欠格者でないことが明示されていなければならない。

(3) 管理者

資格、経歴等を明記し、必要な資格要件を満たしていること及び欠格者でないことが明示されていなければならない。

(4) 学科教官

① 資格、経歴等を明記し、必要な資格要件を満たしていることが明示されていなければならない。

② 学科教官のうち、1名を主席学科教官とし、これが明記されていなければならない。

(5) 実技教官

① 資格、経歴等を明記し、必要な資格要件を満たしていることが明示されていなければならない。

② 実技教官のうち、1名を主席実技教官とし、これが明記されていなければならない。

(6) 技能審査員

① 資格、経歴等を明記し、必要な資格要件を満たしていることが明示されていなければならない。

② 技能審査員が実技教官と兼務する場合には、実技教官として教育を行った訓練生に対しては技能審査員として技能審査は行わないなど、公正、中立、厳正な技能審査が行えることを担保する措置を明記しなければならない。

③ 限定技能審査員を置く場合には、その旨を明記しなければならない。

(7) 教育施設の概要

① 学科及び実技教育を、指定養成施設の所在地以外で行うことがある場合は、それらの教育を行う施設等の所在地が明記されていること。

② 教室・ブリーフィングルーム等について、面積、定員、諸元等が明記されていること。

③ 教育を行うために必要なその他の施設等

④ 教育に使用する教材

学科及び実技教育に使用する教科書その他の参考教材等が明記されていること。

⑤ 教育に使用する訓練装置・機材等

学科及び実技教育に使用する航空機その他の機材及び設備等が明記されていること。

(8) 教育の内容及び方法

教育の内容及び方法については、第2部(8)の基準に適合するように、以下の内容を教育規程に記載すること。ただし、CBTAプログラムを実施する課程に係る教育時間は標準時間であり、コンピテンシーの習得状況に応じて柔軟に教育時間を調整するものであることから、教育内容の妥当性を審査するにあたって、教育時間は審査の対象とはしないこととする。

① 教育計画

学科及び実技の科目の時間数、学科教育の時間割及び実技教育の順序が明記されていること。（実技教育に係る訓練回数については、教育項目毎に標準的な回数を記載。）

② 教育の方法

学科及び実技の教育ごとに個別又は集合教育の別、訓練生1名について1日又は1回あたりの教育時間数等が明記されていること。

③ 教育の状況の把握（学科及び実技教育の成績判定）及び報告の方法

④ 追加教育

訓練生が所定のレベルに達していない場合に、教育規程に定める学科及び実技教育時間に追加して行う教育の時間の限度を記載する。なお、当該教育の時間には、学科試験及び技能審査で不合格となった場合に行われる教育時間は含まないものとする。

⑤ 補習の基準

欠席時間数と同等の時間数を補習するものとする。

⑥ 教育の中止

次に該当する訓練生については、指定養成施設における教育を中止しなければならない

い旨明記されていること。

- 1) 技能審査までに学科試験に合格しなかったとき。ただし、学科試験に合格していることを入所要件としている場合は、この限りでない。
- 2) 追加教育の時間が④に定める時間を超えたとき。
- 3) 欠席時間数と同等な補習が行えないとき。
- 4) 技能審査を2回受審してこれに合格しなかったとき。
- 5) その他管理者が必要と認めたとき。

⑦ 編入の基準

訓練生を現在在籍しているコース以降のコースに編入させる場合又は他の指定養成施設の同等と認められる課程から編入させる場合の基準について記載すること。なお、当該訓練生が在籍していたコースで既に履修した教育時間数を最大限として、編入後のコースにおける学科及び実技教育の一部を履修したものとすることができる。

⑧ 教育の内容

学科及び実技教育の各科目ごとに、教育内容、教育時間等が明記されていること。

(9) 技能審査の方法

① 次の事項について明記されていること。

- 1) 審査の科目及び判定基準
- 2) 審査を行う時期
- 3) 審査実施の要件
- 4) 審査実施要領
- 5) 成績の判定
- 6) 再審査を行う場合の方法及び基準

技能審査を不合格になった者については、必要に応じて再審査のための教育を実施し、1回を限度として再審査を行うことができる。その再審査において審査科目を省略する場合はその旨の記載を行うこと。

7) 審査結果の報告

② 審査の科目、実施要領及び判定基準が第1部1.(9)に従って定められていること。

(10) 修了証明書の交付

管理者が修了証明書を交付する際に確認しなければならない事項等交付の要件、手続きが明記されていること。

(11) 当該養成施設の適確な運営制度の確立

① 学科教官及び実技教官に係る管理に関する制度

当該制度の運用に責任を有する者、担当者（所在が明確な組織名称等可、以下本項において同じ。）及び権限の範囲、管理の内容、方法について記載すること。

② 技能審査結果の評価に関する制度

当該制度の運用に責任を有する者、担当者及び権限の範囲、評価内容、方法、必要な改善措置をとるための手続について記載すること。

③ 教育施設の維持管理に関する制度

当該制度の運用に責任を有する者、担当者及び権限の範囲、維持管理方法について記載すること。

④ 教育実績の記録の管理に関する制度

当該制度の運用に責任を有する者、担当者及び権限の範囲、記録管理の対象及び主要な様式、記録の保管方法及び保管期間について記載すること。

⑤ 当該養成施設の監査に関する制度

当該制度の運用に責任を有する者、担当者及び権限の範囲、監査の計画、頻度、監査基準、監査を実施する者及び当該者が受ける教育、監査結果及び改善措置の記録管理、必要な改善措置をとるための手続について記載すること。

⑥ 訓練の一部委託に関する制度

訓練の業務委託をする場合、次の事項について明記されていること。

1) 訓練委託の基本方針

2) 訓練業務の委託の方法

訓練業務を行う業務の範囲及び内容、受託者による当該訓練の方法、委託先の能力審査及び定期監査、訓練業務の管理等についての概要を設定すること。

3) 訓練委託の体制

訓練委託に係る責任及び権限を明確にすること。

4) 訓練委託に関する安全確保の基本方針

(12) 役員の状況

設置者が法人である場合には、役員の氏名、役職等を明記し、必要な資格要件を満たしていることが明記されていなければならない。

(13) 教育実績

本要領第2部1(2)に規定する実績を有することを証するものでなければならない。

(14) その他の基準に適合することを証するに足りる事項

5. 整備士に係る指定航空従事者養成施設について作成する教育規程にあつては、当該指定に係る課程のうち同じ型式の航空機に係るものについて統合して編纂する規程(各課程に共通する事項を一括して記載するとともに、各課程ごとに固有の事項をそれぞれ記載して作成する規程)とすることができる。

第4部 指定及び限定変更承認の方法並びに技能審査員の認定

1. 養成施設の指定及び限定変更承認

(1) 養成施設の指定

養成施設の指定を施設（事業者）ごととし、その施設で行う課程について限定を行う方式とする。ただし、同一施設（事業者）内の課程であっても、教育体制・管理体制が異なる場合は別の養成施設として指定を行うものとする。

また、CBTAプログラムを実施する課程にあつては、当該課程ごとに、CBTAプログラム審査要領細則に従ってCBTAプログラムの実施に係る教育規程の承認を行うものとする。なお、同一養成施設内において、同一の限定に関し、CBTAプログラムを実施する課程としない課程を併存させる場合は、それぞれ別の課程として限定を付与することとする。

(2) 養成施設の指定方法

指定審査（指定に係わる主要な部分及び課程間で共通する部分についての施設が基準に適合していることを確認する審査をいう。以下同じ。）及び課程審査（課程固有部分の施設が基準に適合していることを確認する審査をいう。以下同じ。）を実施する。

① 第2部1(2)①の実績を有し指定を受ける場合

1) 指定審査の方法

- ア. 申請書に添付された教育規程（施設共通事項）について、本要領第2部に定める基準に適合しているか書類審査を行う。
- イ. 施設共通部分に関する教育施設等を実地に審査し、教育規程に従って教育が行われるものであるか確認する。
- ウ. 審査に必要と認められる場合、関係するその他の書類等の提出を求める場合がある。

2) 課程審査の方法

- ア. 申請書に添付された教育規程のうち課程に固有の部分について審査し、本要領第2部に定める基準に適合しているか書類審査を行う。
- イ. 課程に固有の部分に関する教育施設等を実地又は書類審査し、教育規程に従って教育が行われるものであるか確認する。
- ウ. 技能審査員については、各々の課程ごとに技能審査員認定試験を実施する。
- エ. 審査に必要と認められる場合、関係するその他の書類等の提出を求める場合がある。

② 第2部1(2)①の実績を有さない施設が指定を受ける場合、2に定めるテストコースでの審査を行う。

(3) 課程についての限定を受けた事項の変更承認方法

① 第2部1(2)②の実績を有する課程を追加する場合は、課程審査を行う。

- ② 第2部1(2)②の実績を有しない課程を追加する場合は、テストコースでの審査を行う。
- ③ 課程についての限定を受けた事項を廃止する場合には、廃止する理由等を付して限定変更書を提出すること。

(4) CBTAプログラムの実施に係る承認

航空従事者養成施設がCBTAプログラムを実施しようとする場合の手続きは以下の通りとする。なお、航空従事者養成施設におけるCBTAプログラムの実施にあたっては、CBTAプログラム審査要領細則に従って、ステップ1として、指定本邦航空運送事業者の枠内において、乗員等の定期訓練及び審査についてCBTAプログラムを実施したのち、ステップ2として指定航空従事者養成施設における教育を含む資格付与についてもCBTAプログラムの対象とすることが推奨される。

- ① 指定航空従事者養成施設が、既に指定を受けている課程においてCBTAプログラムを開始しようとする場合は、航空法施行規則第50条の10の規定に従い、教育規程2部及び第19号の8様式の教育規程変更申請書を国土交通大臣あてに提出し、教育規程の変更の承認を受けること。この場合において、CBTAプログラムに係る教育内容、技能審査の方法、CBTAプログラム運用体制その他CBTAプログラムの内容について、本要領及びCBTAプログラム審査要領に適合するか審査を行うものとする。なお、当該審査にあたって、CBTAプログラムに関係しない部分に係る基準への適合性及び当該指定航空従事者養成施設の他の課程で既にCBTAプログラムを実施している場合における課程間で共通する事項については審査を省略することができるものとする。
- ② 指定航空従事者養成施設が、既に指定を受けている課程とは別に、新たにCBTAプログラムを実施する課程を設置する場合は、(3)により限定変更の承認を受けること。
- ③ 指定を受けていない航空従事者養成施設がCBTAを実施する課程を設置し、指定を受けようとする場合は、(2)により施設の指定を受けること。

(5) CBTAプログラム実施の取りやめに係る承認

CBTAプログラムを実施している指定航空従事者養成施設の課程について、CBTAプログラムの実施を取りやめ、CBTAプログラムによらない教育を実施しようとする場合には、航空法施行規則第50条の10の規定に従い、教育規程2部及び第19号の8様式の教育規程変更申請書を国土交通大臣に提出し、承認を受けること。

- (6) 指定及び課程追加審査の結果については、養成施設の指定に係る審査報告書(第2号様式)及び限定変更の承認に係る審査報告書(第3号様式)により報告するものとする。
- (7) 国家試験の免除科目の指定は、航空法施行規則第50条の2第3項に規定する告示「航空法第29条第4項の規定により運輸大臣が申請により指定した航空従事者の養成施設の課程を修了した者に対する実地試験についての免除に関する告示」(平成12年運輸省

告示第333号)において定めるところにより行うものとする。

- (8) 指定養成施設の指定及び課程についての限定の変更の承認は、航空法施行規則第50条の7及び第50条の9の規定により航空従事者養成施設指定書(第19号の5様式)又は限定変更承認書(第19号の7様式)を交付することによって行う。
- (9) 申請書に添付された教育規程のうち一部は、航空従事者養成施設指定書又は限定変更承認書の交付にあわせて返却するものとする。
- (10) 審査の結果、指定又は承認を行わない場合は、不指定通知書(第4号様式)又は不承認通知書(第5号様式)をもって申請者に通知するものとする。

2. テストコースの指定及び審査

(1) テストコースの指定

- ① テストコースの指定は、管理者からの申請を受けて行う。
- ② 申請のあったコースが(2)に定める基準に適合していない場合には、テストコースとして指定しない。
- ③ テストコースの指定は、テストコース指定書(第6号様式)を交付することにより行う。
- ④ テストコースの審査結果が(3)①に定める基準に適合しないものであった場合でも、改善の見込みがあると判断される場合に限り、1回を限度としてテストコースの再指定を行うことができる。

(2) テストコースの指定の基準

テストコースの指定の基準は、次のとおりとする。

- ① テストコースにおける教育が、航空従事者養成施設指定申請書又は限定変更申請書に添付された教育規程に基づくものであること。
- ② 1コースの訓練生の人数は6名以上(操縦教育証明に係る課程にあつては3名以上)であること。ただし、整備士に係る課程にあつては12名以上であること。この場合、標準養成数が少ないコースにあつては、規定人数を満たすべく複数コースを1コースとして取り扱うものとする。

(3) テストコースの審査

- ① テストコースとして指定を受けたコースについて、1(2)①又は(3)①により審査を行う。
- ② テストコースの実績が、第2部1(2)①③及び4)に定める基準に適合することを審査する。
- ③ テストコースの途中で、②に定める基準に適合しないことが明らかになった場合には、それ以降の審査は行わない。

3. 技能審査員の認定

航空法施行規則第50条の4第5号に基づく技能審査員についての国土交通大臣の認定は、次のとおり行うものとする。

- (1) 設置者又は管理者からの申請に基づき、技能審査員の認定を受けようとする者に対して行う認定試験は、(10)に定める場合を除き航空従事者試験官が「指定航空従事者養成施設技能審査員認定試験実施基準（平成12年10月11日付け空乗第1198号）」に基づき行う。
- (2) 認定試験の実技試験は、原則として模擬審査により行うものとする。被審査者の技能審査を兼ねて認定試験を行う場合は、航空従事者試験官の判定をもって被審査者の技能審査の判定とすることができる。
- (3) 試験の結果については、技能審査員能力認定試験成績報告書（第7号様式）により報告するものとする。なお、受験者が限定技能審査員の場合には、その旨を明記するものとする。
- (4) 技能審査員の認定は、(10)に定める場合を除き、(1)に定める試験に合格した者でなければ行ってはならない。
- (5) (4)により技能審査員の認定を受けた者は、当該指定養成施設及び各課程の運営に支障がないと認められる範囲内で他の課程の技能審査員を兼ねることができる。
- (6) 技能審査員の認定は、航空従事者指定養成施設の課程についての限定を明らかにした技能審査員認定書（第8号様式）を申請者に交付することにより行う。なお、CBTAプログラムを実施する課程に係る技能審査員にあつては教育課程欄に、限定技能審査員にあつては特記事項欄に、それぞれその旨を明記するものとする。
- (7) 認定を行わない場合には、不認定通知書（第9号様式）をもって申請者に通知するものとする。
- (8) 航空法施行規則第50条の8第2項の規程に基づき技能審査員の認定に付す有効期限は、認定を行った日から2年を超えない範囲で定める。ただし、現に受けている認定を更新しようとする場合であつて現に受けている認定の有効期限が満了する日から遡って6月前の日から当該有効期限が満了する日までの間に更新に係る認定試験を受けこれに合格しているときは、現に受けている認定の有効期限が満了する日の翌日から2年を超えない範囲で定めるものとする。
- (9) 技能審査員の更新に係る認定の審査は、認定期限の6月前の日から認定期限の日までに行われる技能審査において実施するものとする。ただし、この期間内にコースがなく技能審査を行うことができない場合の措置は、以下のとおりとする。

① 技能審査員（限定技能審査員を除く。）

認定更新の審査は、認定試験のうちの口述試験により行い、次の認定期間中に行われる最初のコースにおいて、能力確認を実施するものとする。なお、当該措置により認定の更新を受けた場合、次の認定期限中にコースがなかったときには、当該技能審査員の認定の再度の更新は行わない。

なお、CBTAプログラムを実施している課程に係る技能審査員の認定更新審査は、認定試験のうちの口述試験により行うとともに、CBTAプログラム審査要領に定める技能審査員に対する定期訓練が確実に実施されていることを確認することによることとし、次に行われる最初のコースにおいて、能力確認を実施するものとする。

② 限定技能審査員

認定更新の審査は行わない。

(10) 申請に係る指定養成施設の課程において現に認定を受けている技能審査員について認定の更新をしようとする場合には、次のとおり認定試験の一部を免除することができる。

① 操縦士に関する課程

1) 口述試験を免除する。ただし、必要に応じて実技試験の後に口述試験を行うことができる。

② 整備士に関する課程

1) 以下の科目の口述試験を免除する。

- ア. 指定航空従事者養成施設に係る法規類に関する知識
- イ. 指定書・教育規程

2) 下記の実技試験を免除する。

- ア. 基本技術（実技審査法のみ）

(11) 技能審査員の認定を受けようとする者が、当該指定養成施設の他の課程に関し現に有効な技能審査員の認定を受けている場合（技能審査員認定試験に合格している場合を含む。）には、(12)に定めるところにより技能審査員認定試験の全部又は一部を免除することができる。

この場合において、認定試験の全部を免除された者に係る認定の有効期限は、当該他の課程に係る技能審査員の認定に関する有効期限と同様とする。

(12) (11)の認定試験の全部又は一部を免除することができる場合は、次の表に掲げるとおりとする。

(操縦関係)

- ・基礎課程（自家用又は事業用操縦士の技能証明、等級限定変更、計器飛行証明）
- ・操縦教育証明課程

申請審査要領の経歴を満足するのであれば各課程の兼務可能

認定試験のうち、口述試験は1回に纏めることができるが、実技試験は免除しない。

現有の技能審査員の資格又は合格している技能審査員の資格	申請に係る技能審査員の資格				
	PPL 技能証明	COM 技能証明	等級限定	I N S T	操縦教育証明
PPL 技能証明		○	△	△	△
COM 技能証明	○		△	△	△
等級限定	△	△		○	△
I N S T	△	△	○		△
操縦教育証明	△	△	△	△	

○：認定試験のうち口述試験の一部（指定航空従事者養成施設技能審査員認定試験実施基準別表（以下「基準別表」という。）1の1-1-1、1-2-2）を免除

△：認定試験のうち口述試験の一部（基準別表1の1-1-1、）を免除

なお、複数の課程を併せ持つ場合は、免除科目を追加することができる。

(操縦関係)

- ・構造上操縦に2人を要する飛行機の課程

申請審査要領の経歴を満足する場合であっても、型式の異なる飛行機に係る課程を兼務することはできない。

現有の技能審査員の資格 又は合格している技能審査員の資格	申請に係る技能審査員の資格					
	CPL 型式限定変更 (初二人機)※	CPL 型式限定変更	MPL 技能証明	MPL 型式限定変更	ATPL 技能証明	ATPL 型式限定変更
CPL 型式限定変更 (初二人機)※		○	●	△	△	○
CPL型式限定変更	△		△	●	△	○
MPL技能証明	△	●		○	△	●
MPL型式限定変更	△	●	△		△	●
ATPL技能証明	△	○	●	●		○
ATPL型式限定変更	△	○	△	●	△	

○：認定試験のうち口述、実技試験の全部を免除

●：認定試験のうち口述試験の一部を実施（基準別表1の1-1-1、1-1-2でMPL課程と他課程との相違部分について実施）

△：認定試験のうち口述試験の一部（基準別表1の1-1-1、1-2-1、1-2-2）を免除

※：第9部「型式限定変更に関する基準」のうち、操縦に2人を要する飛行機の型式限定を初めて取得する者に対する課程に適用する。

(整備関係)

現有の技能審査員の資格又は合格している技能審査員の資格	申請に係る技能審査員の資格									
	1 整技証	2 整技証	1 運整技証	2 運整技証	工場整技証	1 整限変	2 整限変	1 運整限変	2 運整限変	工場整限変
1 整技証		△	○	△	△	○:注1		○		
2 整技証	△		△	○	△		○:注1		○	
1 運整技証				△				○:注2		
2 運整技証			△						○:注2	
工場整技証	△	△	△	△						
1 整限変	○		○					○		
2 整限変		○		○					○	
1 運整限変			○							
2 運整限変				○						
工場整限変										

△：認定試験のうち「基本技術」を免除する。

○：航空機の種類が同一の場合に、認定試験の全部を免除する。ただし、現有の課程が航空機の等級又は型式について限定されている場合は、課程の等級又は型式が同一の時に限る。

注1：現有の課程が本要領第12部5. (3)に定める教育時間を満たしている場合は認定試験の全部を免除するが、現有の課程が教育時間を満たしていない場合は、認定試験のうち「動力装置の操作に関する技術」以外の科目を免除する。

注2：現有の課程が本要領第13部5. (3)に定める教育時間を満たしている場合は認定試験の全部を免除するが、現有の課程が教育時間を満たしていない場合は、認定試験のうち「航空機の日常点検作業に関する技術」以外の科目を免除する。

注3：現有の課程が限定変更課程である場合は、基本技術を含む技能証明課程の認定試験のうち「基本技術」以外の科目を免除する。

注4：現有の課程が基本技術を含む技能証明課程である場合は、基本技術単独課程の認定試験の全部を免除する。

4. 随時検査

(1) 目的

この検査は、航空法第134条第1項及び第2項の規定に基づき、各施設の適確な運営のための自己管理制度と相まって、各施設の指定基準への適合性が維持され、教育内容、教官の能力、技能審査のレベル等が一定水準以上に保たれ、施設を構成する各要素が組織として有効に機能していることについて確認することを目的とする。

(2) 検査の方法

① 書類検査

書類検査は、指定養成施設から提出された以下に掲げる書類を検査することにより行う。

- 1) 入所報告及びスケジュール
- 2) 教育の実施に関する報告書等（実施後速やかに報告すること）
- 3) 当該養成施設が自ら行った監査報告（実施後速やかに報告すること）
- 4) 教育実績（課程修了時及び年度終了時に施設ごとに報告すること）
- 5) 航空法施行規則第238条の規定に基づき届出がなされた教育規程（安全管理システムを含む）
- 6) 当該指定養成施設の異常運航等に関する報告書（異常運航等が生じたときは、内容等について遅滞なく報告すること）
- 7) その他運航安全課長が必要と認めた書類等

② 実地検査

- 1) 実地検査は、入所要件、教育施設、教育計画又は教育内容に変更があったとき、学科・実技教官の知識・能力に疑義が生じたとき等で、指定基準への適合性について実地に確認が必要であると判断された場合その他運航安全課長が(1)の目的を達成するために必要と認めた場合に行う。
- 2) 1)に掲げるほか、施設の養成規模、養成実績、課程の内容を勘案して以下の頻度を目安に、施設、教育計画、訓練実施記録の管理の状況、修了証明書の適切な交付等について、実地検査を行うものとする。

ア. 特定本邦航空運送事業者においては、1回/年

イ. 特定本邦航空運送事業者以外においては、1回/2年

3) 検査項目

以下の項目の全部又は一部が基準に適合していることを検査する。

- ア. 施設又は課程の管理運営の方法（安全管理システムを含む）
- イ. 教官の任用及び能力管理
- ウ. 教育に必要な航空機その他の機材及び設備の管理
- エ. 教育計画及び訓練実績記録の管理

- オ. 学科教育及び実技教育の内容
- カ. 技能審査の内容及び方法
- キ. 修了証明書の適正な交付
- ク. その他運航安全課長が必要と認めた事項

③ 検査結果の報告

検査の結果については、指定養成施設随時検査報告書（第10号様式）により報告するものとする。

④ 改善指示及び確認

1) 改善指示

検査において不具合事項を発見した場合は、期限を附して改善指示（文書にて）を行うものとする。

2) 改善指示に対する措置

指定養成施設の設置者は、1)の改善指示に付された期限内に、当該指示に対する措置の内容及び実施状況（期限内に未実施のものについては今後の予定）を、文書により報告しなければならない。

3) 措置内容の確認

2)の措置が適切であること、措置が的確に行われていることを確認するため、書類検査及び必要に応じ実地検査を行う。検査の内容については、指定養成施設の管理者に通知するものとする。

4) 検査の結果については、指定養成施設随時検査報告書（第10号様式）により報告するものとする。

5. 指定養成施設の指定の取消し等

(1) 指定養成施設の業務改善命令、業務停止、又は指定の取消し

3の技能審査員の認定、4の随時検査その他航空法第134条第1項及び第2項に基づく報告徴収・立入検査の結果、航空法第29条第6項に規定する取消し等の事由に該当することが明らかになった場合には、当該指定を受けている者に対し、当該指定に係る業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命じ、6月以内の期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は指定を取消することができる。

(2) 技能審査員の認定の取消し

3の技能審査員の認定、4の随時検査その他航空法第134条第1項及び第2項に基づく報告徴収・立入検査の結果、航空法施行規則第50条の11に規定する取消し事由に該当することが明らかになった場合には、当該技能審査員の認定を取消することができる。

第5部 定期運送用操縦士の技能証明課程に関する基準

飛行機の定期運送用操縦士の技能証明課程に関する基準は次のとおりとし、教育の対象は事業用操縦士の技能証明及び計器飛行証明並びに構造上操縦に二人を要する飛行機のうちいずれかひとつ以上の型式の限定を有する者、または准定期運送用操縦士の技能証明を有する者とする。

1. 学科教官

(1) 航空法施行規則第50条の4第3号ロの「課程に対応する技能証明」は、飛行機に係る定期運送用操縦士の技能証明とする。ただし、次の技能証明については課程に対応する技能証明と見なす。

① 「技能証明等の既得資格による試験の免除の取扱いについて（平成12年8月14日付け空乗第2128号）」の「学科試験免除科目表」のうち、指定を受けようとする養成施設の課程に対応する「申請する資格」欄において、当該資格の「科目」欄記載の免除科目について教育を行う場合は、その科目に対応する「既得資格」欄記載の技能証明

② 航空機整備に関する教育を行うときの課程に対応する種類、等級及び型式に係る航空整備士の技能証明及び空中航法に関する教育を行うときの航空士の技能証明

(2) 航空法施行規則第50条の4第3号ロの「学科に関する十分な知識及び能力を有し当該学科に関する相当の実務の経験を有する」と認める資格又は経歴は第2部(2)に定めるほか次のとおりとする。

① 航空気象、航空交通管制、航空情報又は運航管理に関する教育を行うときの運航管理者の資格

② 通信又は無線工学に関する教育を行うときの第一級総合無線通信士、第二級総合無線通信士又は航空無線通信士の資格

③ 航空気象に関する教育を行うときの気象予報士の資格

④ 航空医学又は救急法に関する教育を行うときの医師又は看護師の資格

⑤ 航空交通管制に関する教育を行うときの航空交通管制官としての3年以上の経歴

⑥ 航空情報に関する教育を行うときの航空管制運航情報官としての3年以上の経歴

2. 実技教官

(1) 航空法施行規則第50条の4第4号ロの「必要な技能証明」は、課程に対応する型式の飛行機に係る定期運送用操縦士の技能証明とする。

(2) 航空法施行規則第50条の4第4号ハの「十分な知識及び能力を有する」と認める経歴は第2部(3)に定めるほか次のとおりとする。

① 主席実技教官

課程に対応する型式の飛行機による600時間以上の機長としての飛行時間(250

時間又は3年以上(構造上操縦に二人を要する飛行機に係る他の課程において2年以上の実技教育の経験を有する者は80時間又は1年以上)の操縦教育経験を含む。)を含む2,000時間以上の飛行機による機長としての経験又はこれと同等と認められる経験を有する者であること。

操縦教育経験とは課程に対応する型式の飛行機による航空法第35条第1項第3号に定める操縦練習の監督を行った時間(技能審査の時間を含む。)及び航空法第72条に定める機長資格を取得させるための機長教育を行なった時間とし、模擬飛行装置等による教育時間を含ませることができる。

② 実技教官

課程に対応する型式の飛行機による250時間以上の機長としての飛行経験又はこれと同等と認められる経験を有する者であること。

3. 技能審査員

(1) 航空法施行規則第50条の4第5号ハの「必要な技能証明」は、課程に対応する型式の飛行機に係る定期運送用操縦士の技能証明とする。

(2) 航空法施行規則第50条の4第5号ニの「技能審査に関する能力」のうち、必要な飛行経歴等の経験は、以下のとおりとする。

① 課程に対応する型式の飛行機による600時間以上の機長としての飛行時間を含む2,000時間以上の飛行機による機長としての経験、及び設置者が管理する訓練施設における実技教官として1年以上の経験又は航空法第72条第9項に定める査察操縦士若しくは限定査察操縦士の経験

② 又は、これらと同等と認められる経験

(3) 限定技能審査員を置く場合には、(1)及び(2)のほか以下に掲げる措置が実施されていないなければならない。

① 課程に対応する型式の飛行機による路線慣熟(オブザーブシートに着座して運航状況等を確認することを言う。)又は実機乗務を次のとおり実施していること。

1) 新たに限定技能審査員として認定を受けようとする者は、設置者又は管理者からの申請前6月以内に少なくとも1区間実施していること。

2) 限定技能審査員として認定を受けた者は、認定期間中6月毎に少なくとも1区間実施していること。

② 限定技能審査員として認定を受けた者は、認定期間の中間時点において、認定を受けた課程のうちいずれかの課程において限定技能審査員以外の技能審査員により、技能審査の講評を受けていること。

4. 教育施設等

(1) 学科教育の施設等

① 一般教材

- 1) 学科教育に関する適切な内容の教科書及び参考書類を備えていること。
- 2) 課程に係る型式の飛行機の運航に必要な教材を備えていること。
- 3) 課程に係る型式の飛行機の計器及び装備品の構造並びに機能又は操作法を示す模型若しくは図面を備えていること。

② 個人学習教材（ビデオ、コンピュータによる教育教材）

個人学習教材を使用する場合の教材の条件は、一般の学科教育と同等以上の教育効果があり、かつ次に掲げる履修管理が行える教材であること。

- 1) 理解度を判定できるとともに理解不足のまま次の科目に進むことができないプログラムであること。
- 2) 履修せず科目を終了することができないプログラムであること。
- 3) 未修科目を管理できるものであること。特に、実技教育に関連する科目を未修のまま実技教育に進まないよう管理できるものであること。

(2) 実技教育の施設等

① 訓練飛行場

飛行訓練のために使用する飛行場は、訓練用の飛行機が次の条件の下で標準の離陸を行うことができる規模であること。

- 1) 飛行機の重量は最大離陸重量とする。
- 2) 気象条件は追い風成分が5ノットで飛行場のある地域の平均最高気温とする。
- 3) 運用方法は製造者が推薦する方法、飛行規程による通常の方法又は運航規程による通常の方法とする。

② 訓練用飛行機

飛行訓練に使用する飛行機の基準は次のとおりとする。

- 1) 5. (2) に定める実技教育を実施するために必要な性能、構造及び装備を有すること。
- 2) 飛行訓練に必要な数を備えていること。

③ 模擬飛行装置等

模擬飛行装置等を使用する際の当該装置は課程に係る航空機の型式と同等であって5. (2) に定める実技教育を実施するために必要な性能、構造及び装備を有すること。
(国土交通大臣の認定を受けていない装置は技能審査に使用できず、またこれを使用した訓練は実技教育時間に算入できない。)

④ 教育用運航規程

訓練生が学習に使用する教育用運航規程を必要数備えていること。

⑤ 整備等

- 1) 訓練に使用する航空機の耐空性を維持するために必要な整備手段を設定していること。
- 2) 訓練に使用する模擬飛行装置等は国土交通大臣の認定を受けているか又は訓練に使用できる程度に整備されていること。

5. 教育計画

(1) 学科教育

教育時間は80時間以上とし、教育科目は次の表に掲げるものを最少とする。
ただし、准定期運送用操縦士の教育科目については、学科教育時間の標準教育時間を設けないものとする。

教育科目	標準教育時間
1. 航空機乗組員間の連携に関する一般知識（機長の指揮監督、CRMを含む。）	10時間
2. 航空の安全に関する一般知識	
3. 航空気象	30時間
4. 空中航法	
5. 航空通信（概要）	
6. 航空法規	
7. 航空工学	30時間
8. 航空機の取扱いに関する一般知識	
9. 航空機の操縦に関する一般知識	
10. 試験	10時間

注) 本表は最小限の教育科目を規定し、各教育科目の教育時間については標準時間を規定するものである。

(2) 実技教育

教育時間は技能審査を含め24時間以上とし、教育科目は次の表に掲げるものを最少とする。ただし、教育科目の細部は運航安全課長が定める操縦士実地試験実施細則の試験科目に準拠するものとし、課程修了時の飛行経歴は航空法施行規則別表第二を満足するものでなければならない。

教育科目	標準教育時間
1. 型式限定変更に関する部分の教育 (1) 飛行場及び場周経路における運航 (2) 各種離陸及び着陸並びに着陸復行及び離陸中止 (3) 空中操作及び型式の特性に応じた飛行 (4) 計器飛行方式による飛行 (5) 異常時及び緊急時の操作	16時間
2. 技能証明に関する部分の教育 (1) 飛行場及び場周経路における運航 (2) 各種離陸及び着陸並びに着陸復行及び離陸中止 (3) 計器飛行方式による飛行 (4) 異常時及び緊急時の操作	6時間
3. 技能審査	2時間

注) 本表は最小限の教育科目を規定し、各教育科目の教育時間については標準時間を規定するものである。

(3) CBTAプログラムを実施する場合の教育計画

CBTAプログラムを実施する場合にあつては、学科教育及び実技教育の標準教育時間及び教育科目について、以下の要件を満たすこと。

- ① CBTAプログラム審査要領細則に従って、(1)に掲げる学科教育の教育科目及び(2)に掲げる実技教育の科目を含むように教育内容が定められていること。なお、CBTAプログラムにおいては、教育時間は標準時間であり、コンピテンシーの習得状況に応じて柔軟に教育時間を調整するものであることから、カリキュラムの妥当性を審査するにあたって、教育時間は審査の対象とはならない。
- ② 実技教育の科目については、原則として運航安全課長が定める操縦士実地試験実施細則の試験科目に準拠するものとする。ただし、CBTAプログラムのカリキュラムの検討において、妥当と認められるものについては、その根拠を明らかにした上で操縦士実地試

験実施細則の試験科目によらないものとするができる。

- ③ 課程修了時の飛行経歴は航空法施行規則別表第二を満足するものであること。

第6部 事業用操縦士の技能証明課程に関する基準

飛行機又は回転翼航空機の事業用操縦士の技能証明課程に関する基準は次のとおりとする。

1. 学科教官

(1) 航空法施行規則第50条の4第3号口の「課程に対応する技能証明」は、課程に対応する種類の航空機に係る事業用操縦士又は定期運送用操縦士の技能証明とする。ただし、次の技能証明については課程に対応する技能証明と見なす。

- ① 「技能証明等の既得資格による試験の免除の取扱いについて（平成12年8月14日付け空乗第2128号）」の「学科試験免除科目表」のうち、指定を受けようとする養成施設の課程に対応する「申請する資格」欄において、当該資格の「科目」欄記載の免除科目について教育を行う場合は、その科目に対応する「既得資格」欄記載の技能証明
- ② 航空機整備に関する教育を行うときの課程に対応する種類、等級及び型式に係る航空整備士の技能証明及び空中航法に関する教育を行うときの航空士の技能証明

(2) 航空法施行規則第50条の4第3号口の「学科に関する十分な知識及び能力を有し当該学科に関する相当の実務の経験を有する」と認める資格又は経歴は第2部(2)に定めるほか次のとおりとする。

- ① 航空気象、航空交通管制、航空情報又は運航管理に関する教育を行うときの運航管理者の資格
- ② 通信又は無線工学に関する教育を行うときの第一級総合無線通信士、第二級総合無線通信士又は航空無線通信士の資格
- ③ 航空気象に関する教育を行うときの気象予報士の資格
- ④ 航空医学又は救急法に関する教育を行うときの医師又は看護師の資格
- ⑤ 航空交通管制に関する教育を行うときの航空交通管制官としての3年以上の経歴
- ⑥ 航空情報に関する教育を行うときの航空管制運航情報官としての3年以上の経歴

2. 実技教官

(1) 航空法施行規則第50条の4第4号口の「必要な技能証明」は、課程に対応する種類等級及び型式の航空機に係る事業用操縦士又は定期運送用操縦士の技能証明及び操縦教育証明とする。なお、飛行機の事業用操縦士(錐揉の慣熟に関する教育のみを行う者を除く。)又は回転翼航空機の操縦士は課程に対応する種類の航空機に係る計器飛行証明を有していなければならない。

(2) 航空法施行規則第50条の4第4号ハの「十分な知識及び能力を有する」と認める経歴は第2部(3)に定めるほか次のとおりとする。

1, 主席実技教官

1, 000時間以上の操縦教育時間（150時間以上の課程に対応する型式の航空機又は類似する型式の航空機によるものを含む。）を含む2,000時間以上の課程に対応する種類の航空機による機長としての経験又はこれと同等と認められる経験を有する者であること。

操縦教育時間とは課程に対応する種類の航空機による航空法第34条第2項第1号及び第2号、同第35条第1項第3号並びに同第35条の2第1項に定める操縦練習の監督を行った時間（技能審査の時間を含む。）及び航空法第72条に定める機長資格を取得させるための機長教育を行なった時間とし、模擬飛行装置等による教育時間を、800時間を限度として含ませることができる。

② 実技教官

課程に対応する種類の航空機による250時間以上の機長としての経験又はこれと同等と認められる経験を有する者であること。（副機長及び機長見習い業務の時間を含ませることができる。）

3. 技能審査員

(1) 航空法施行規則第50条の4第5号ハの「必要な技能証明」は、課程に対応する種類等級及び型式の航空機に係る事業用操縦士又は定期運送用操縦士の技能証明とする。

(2) 航空法施行規則第50条の4第5号ニの「技能審査に関する能力」のうち、技能証明以外の必要な資格は、以下のとおりとする。

① 操縦教育証明

② 及び、計器飛行証明（飛行機の定期運送用操縦士の技能証明を有する者を除く。）

(3) 航空法施行規則第50条の4第5号ニの「技能審査に関する能力」のうち、必要な飛行経歴等の経験は、以下のとおりとする。

① 課程に対応する型式の航空機又は類似する型式の航空機による100時間以上の機長としての飛行時間を含む2,000時間以上の課程に対応する種類の航空機による機長としての経験

② 又は、これと同等と認められる経験

4. 教育施設等

(1) 学科教育の施設等

① 一般教材

1) 学科教育に関する適切な内容の教科書及び参考書類を備えていること。

2) 航空機の運航及び航法の学習に必要な航空図、航空路誌、航法計算盤、プロッター一等を備えていること。

3) 航空機の計器及び装備品の構造並びに機能又は操作法を示す模型若しくは図面を備えていること。

② 個人学習教材（ビデオ、コンピュータによる教育教材）

個人学習教材を使用する場合の教材の条件は、一般の学科教育と同等以上の教育効果があり、かつ次に掲げる履修管理が行える教材であること。

1) 理解度を判定できるとともに理解不足のまま次の科目に進むことができないプログラムであること。

2) 履修せず科目を終了することができないプログラムであること。

3) 未修科目を管理できるものであること。特に、実技教育に関連する科目を未修のまま実技教育に進まないよう管理できるものであること。

(2) 実技教育の施設等

① 訓練飛行場

飛行訓練のために使用する飛行場は、訓練用の航空機が次の条件の下で標準の離陸を行うことができる規模であること

1) 航空機の重量は最大離陸重量とする。

2) 気象条件は追い風成分が5ノットで飛行場のある地域の平均最高気温とする。

3) 運用方法は製造者が推薦する方法又は飛行規程による通常の方法とする。

② 訓練用航空機

飛行訓練に使用する航空機の基準は次のとおりとする。

1) 5. (2) に定める実技教育を実施するために必要な性能、構造及び装備を有すること。

2) 飛行訓練に必要な数を備えていること。

3) 5. (2) に定める実技教育の科目のほとんどが実施できる航空機のほかに、一部の科目が実施できる性能、構造及び装備を有する航空機を備え、実技教育の段階に応じて使用できること。

③ 模擬飛行装置等

模擬飛行装置等を使用する際の当該装置は課程に係る航空機の種類と同等であって5. (2) に定める実技教育の一部の科目を実施するために必要な性能、構造及び装備を有すること。(国土交通大臣の認定を受けていない装置は技能審査に使用できず、またこれを使用しての訓練は実技教育時間に算入できない。)

④ 教育用飛行規程

訓練生が学習に使用する教育用飛行規程を必要数備えていること。

⑤ 整備等

1) 訓練に使用する航空機の耐空性を維持するために必要な整備手段を設定している

こと。

- 2) 訓練に使用する模擬飛行装置等は国土交通大臣の認定を受けているか又は訓練に使用できる程度に整備されていること。

5. 教育計画

(1) 学科教育

教育時間は460時間以上とし、教育科目は次の表に掲げるものを最少とする。

教育科目	標準教育時間
1. 航空の安全に関する一般知識	25時間
2. 救急法	
3. プロフェッショナルとしての意識の醸成	
4. 航空気象	220時間
5. 空中航法 (1) 地文航法、推測航法及び無線航法 (2) 飛行計画 (3) 運航管理 (4) 人間の能力と限界 (ヒューマンファクターを含む。)	
6. 航空通信 (概要)	
7. 航空法規 (航空交通管制及び航空情報を含む。)	
8. 航空工学 (1) 飛行理論 (2) 航空機構造 (3) 航空機装備 (動力装置を含む。) (4) 航空機整備 (5) 重量重心	
9. 航空機の取扱いに関する一般知識	
10. 航空機の操縦に関する一般知識	185時間
11. 試験	
	30時間

注) 本表は最小限の教育科目を規定し、各教育科目の教育時間については標準時間を規定するものである。

(2) 実技教育

① 飛行機

教育時間は技能審査を含め150時間以上とし教育科目は次の表に掲げるものを最少とする。ただし、教育科目の細部は運航安全課長が定める操縦士実地試験実施細則の試験科目に準拠するものとし、課程修了時の飛行経歴は航空法施行規則別表第二を満足するものでなければならない。

教 育 科 目	標準教育時間	
	同乗時間	単独時間又は 機長時間
1. 飛行場及び場周経路における運航	25時間	13時間
2. 各種離陸及び着陸並びに着陸復行 及び離陸中止		
3. 基本的な計器による飛行	7時間	5時間
4. 外部視認目標を利用した飛行を含む 空中操作及び型式の特性に応じた飛行 (錐揉みの慣熟を含む。)	24時間	14時間
5. 野外飛行	19時間	32時間
6. 夜間の飛行(野外飛行の経験を含む。)	3時間	2時間
7. 異常時及び緊急時の操作	2時間	
8. 技能審査		4時間

注) 本表は最小限の教育科目を規定し、各教育科目の教育時間については標準時間を規定するものである。

② 回転翼航空機

教育時間は技能審査を含め100時間以上とし教育科目は次の表に掲げるものを最少とする。ただし、教育科目の細部は運航安全課長が定める操縦士実地試験実施細則の試験科目に準拠するものとし、課程修了時の飛行経歴は航空法施行規則別表第二を満足するものでなければならない。

科 目	標準教育時間	
	同乗時間	単独時間又は 機長時間
1. 地表付近における操作	5 時間	2 時間
2. 飛行場及び場周経路における運航	8 時間	8 時間
3. 各種離陸及び着陸並びに着陸復行 及び離陸中止		
4. 基本的な計器による飛行	10 時間	
5. 外部視認目標を利用した飛行を含む 空中操作及び型式の特性に応じた飛行	8 時間	4 時間
6. 野外飛行	15 時間	10 時間
7. 夜間の飛行（野外飛行の経験を含む。）	4 時間	1 時間
8. 異常時及び緊急時の操作	15 時間	5 時間
9. 技能審査		5 時間

注) 本表は最小限の教育科目を規定し、各教育科目の教育時間については標準時間を規定するものである。

第7部 自家用操縦士の技能証明課程に関する基準

飛行機又は回転翼航空機あるいは滑空機の自家用操縦士の技能証明課程に関する基準は次のとおりとし、滑空機の等級は曳航装置なし動力滑空機又は上級滑空機とする。

1. 学科教官

(1) 航空法施行規則第50条の4第3号ロの「課程に対応する技能証明」は、課程に対応する種類の航空機に係る自家用操縦士、事業用操縦士又は定期運送用操縦士の技能証明とする。ただし、次の技能証明については課程に対応する技能証明と見なす。

- ① 「技能証明等の既得資格による試験の免除の取扱いについて（平成12年8月14日付け空乗第2128号）」の「学科試験免除科目表」のうち、指定を受けようとする養成施設の課程に対応する「申請する資格」欄において、当該資格の「科目」欄記載の免除科目について教育を行う場合は、その科目に対応する「既得資格」欄記載の技能証明
- ② 航空機整備に関する教育を行うときの課程に対応する種類及び等級に係る航空整備士の技能証明及び空中航法に関する教育を行うときの航空士の技能証明

(2) 航空法施行規則第50条の4第3号ロの「学科に関する十分な知識及び能力を有し当該学科に関する相当の実務の経験を有する」と認める資格又は経歴は第2部(2)に定めるほか次のとおりとする。

- ① 航空気象、航空交通管制、航空情報又は運航管理に関する教育を行うときの運航管理者の資格
- ② 通信又は無線工学に関する教育を行うときの第一級総合無線通信士、第二級総合無線通信士又は航空無線通信士の資格
- ③ 航空気象に関する教育を行うときの気象予報士の資格
- ④ 航空医学又は救急法に関する教育を行うときの医師又は看護師の資格
- ⑤ 航空交通管制に関する教育を行うときの航空交通管制官としての3年以上の経歴
- ⑥ 航空情報に関する教育を行うときの航空管制運航情報官としての3年以上の経歴

2. 実技教官

(1) 航空法施行規則第50条の4第4号ロの「必要な技能証明」は、課程に対応する種類等級及び型式の航空機に係る自家用操縦士、事業用操縦士又は定期運送用操縦士の技能証明及び操縦教育証明とする。なお、飛行機の自家用操縦士及び事業用操縦士（錐揉の慣熟に関する教育のみを行う者を除く。）又は回転翼航空機の操縦士は課程に対応する種類の航空機に係る計器飛行証明を有していなければならない。

(2) 航空法施行規則第50条の4第4号ハの「十分な知識及び能力を有する」と認める経

歴は第2部(3)に定めるほか次のとおりとする。

① 主席実技教官

飛行機又は回転翼航空機に係る課程においては1,000時間以上の操縦教育時間(150時間以上の課程に対応する型式の航空機又は類似する型式の航空機によるものを含む。)を含む2,000時間以上の課程に対応する種類の航空機による機長としての経験又はこれと同等と認められる経験を有する者であること。

滑空機に係る課程においては150時間以上の操縦教育時間(30時間以上の課程に対応する等級の滑空機によるものを含む。)を含む300時間以上の滑空機による機長としての経験又はこれと同等と認められる経験を有する者であること。

操縦教育時間とは課程に対応する種類の航空機による航空法第34条第2項第1号及び第2号、同第35条第1項第3号並びに同第35条の2第1項に定める操縦練習の監督を行った時間(技能審査の時間を含む。)及び航空法第72条に定める機長資格を取得させるための機長教育を行なった時間とし、模擬飛行装置等による教育時間を800時間を限度として含ませることができる。

② 実技教官

飛行機又は回転翼航空機に係る課程においては、課程に対応する種類の航空機による250時間以上の機長としての経験又はこれと同等と認められる経験を有する者であること。(副機長及び機長見習い業務の時間を含ませることができる。)

滑空機に係る課程においては、課程に対応する等級の滑空機による30時間以上の機長としての飛行時間を含む150時間以上の滑空機による機長としての経験又はこれと同等と認められる経験を有する者であること。

3. 技能審査員

(1) 航空法施行規則第50条の4第5号ハの「必要な技能証明」は、課程に対応する種類等級及び型式の航空機に係る事業用操縦士又は定期運送用操縦士の技能証明とする。

(2) 航空法施行規則第50条の4第5号ニの「技能審査に関する能力」のうち、技能証明以外の必要な資格は、以下のとおりとする。

① 操縦教育証明

② 及び、計器飛行証明(飛行機の定期運送用操縦士の技能証明を有する者を除く。)

(3) 航空法施行規則第50条の4第5号ニの「技能審査に関する能力」のうち、必要な飛行経歴等の経験は、以下のとおりとする。

① 飛行機又は回転翼航空機に係る課程

1) 課程に対応する型式の航空機又は類似する型式の航空機による100時間以上の機長としての飛行時間を含む2,000時間以上の課程に対応する種類の航空機に

よる機長としての経験

2) 又は、これと同等と認められる経験

② 滑空機に係る課程

1) 課程に対応する等級の滑空機による100時間以上の機長としての飛行時間を含む300時間以上の滑空機による機長としての経験

2) 又は、これと同等と認められる経験

4. 教育施設等

(1) 学科教育の施設等

① 一般教材

1) 学科教育に関する適切な内容の教科書及び参考書類を備えていること。

2) 航空機の運航及び航法の学習に必要な航空図、航空路誌、航法計算盤、プロッター等を備えていること。

3) 航空機の計器及び装備品の構造並びに機能又は操作法を示す模型若しくは図面を備えていること。

② 個人学習教材（ビデオ、コンピュータによる教育教材）

個人学習教材を使用する場合の教材の条件は、一般の学科教育と同等以上の教育効果があり、かつ次に掲げる履修管理が行える教材であること。

1) 理解度を判定できるとともに理解不足のまま次の科目に進むことができないプログラムであること。

2) 履修せず科目を終了することができないプログラムであること。

3) 未修科目を管理できるものであること。特に、実技教育に関連する科目を未修のまま実技教育に進まないよう管理できるものであること。

(2) 実技教育の施設等

① 訓練飛行場

飛行訓練のために使用する飛行場又は滑空場は、訓練用の航空機が次の条件の下で標準の離陸を行うことができるものであること

1) 航空機の重量は最大離陸重量とする。

2) 気象条件は追い風成分が5ノットで飛行場又は滑空場のある地域の平均最高気温とする。

3) 運用方法は製造者が推薦する方法又は飛行規程による通常の方法とする。

② 訓練用航空機

飛行訓練に使用する航空機の基準は次のとおりとする。

1) 5. (2) に定める実技教育を実施するために必要な性能、構造及び装備を有す

ること。

2) 飛行訓練に必要な数を備えていること。

③ 模擬飛行装置等

模擬飛行装置等を使用する際の当該装置は課程に係る航空機の種類と同等であって
5. (2) に定める実技教育の一部の科目を実施するために必要な性能、構造及び装備
を有すること。(国土交通大臣の認定を受けていない装置は技能審査に使用できず、ま
たこれを使用しての訓練は実技教育時間に算入できない。)

④ 教育用飛行規程

訓練生が学習に使用する教育用飛行規程を必要数備えていること。

⑤ 整備

- 1) 訓練に使用する航空機の耐空性を維持するために必要な整備手段を設定していること。
- 2) 訓練に使用する模擬飛行装置等は国土交通大臣の認定を受けているか又は訓練に使用できる程度に整備されていること。

5. 教育計画

(1) 学科教育

① 飛行機又は回転翼航空機

教育時間は160時間以上とし、教育科目は次の表に掲げるものを最少とする。

教育科目	標準教育時間
1. 航空の安全に関する一般知識	12時間
2. 救急法	
3. 航空気象（簡略な概要）	78時間
4. 空中航法 （1）地文航法及び推測航法 （2）飛行計画 （3）運航管理 （4）人間の能力及び限界	
5. 航空通信（概要）	
6. 航空法規（航空交通管制及び航空情報を含む。）	
7. 航空工学 （1）飛行理論 （2）航空機構造 （3）重量重心	
8. 航空機の取扱いに関する一般知識	60時間
9. 航空機の操縦に関する一般知識	
10. 試験	10時間

注) 本表は最小限の教育科目を規定し、各教育科目の教育時間については標準時間を規定するものである。

② 滑空機

教育時間は40時間以上とし、教育科目は次の表に掲げるものを最少とする。

教 育 科 目	標準教育時間
1. 航空の安全に関する一般知識	7 時間
2. 救急法	
3. 滑空飛行に関する気象	15 時間
4. 空中航法（人間の能力及び限界を含む。）	
5. 航空通信（概要）	
6. 国内航空法規（航空交通管制及び航空情報を含む。）	
7. 航空工学	13 時間
8. 滑空機に取扱いに関する一般知識（組立を含む。）	
9. 滑空機の操縦に関する一般知識	
10. 試験	5 時間

注) 本表は最小限の教育科目を規定し、各教育科目の教育時間については標準時間を規定するものである。

(2)実技教育

① 飛行機

教育時間は技能審査を含め35時間以上とし、教育科目は次の表に掲げるものを最少とする。ただし、教育科目の細部は運航安全課長が定める操縦士実地試験実施細則の試験科目に準拠するものとし、課程修了時の飛行経歴は航空法施行規則別表第二を満足するものでなければならない。

教 育 科 目	標準教育時間	
	同乗時間	単独時間又は機長時間
1. 飛行場及び場周経路における運航	5時間	2. 5時間
2. 各種離陸及び着陸並びに着陸復行及び離陸中止		
3. 基本的な計器による飛行	1. 5時間	
4. 外部視認目標を利用した飛行を含む空中操作及び型式特性に応じた飛行	5時間	2. 5時間
5. 野外飛行	6時間	5時間
6. 夜間の飛行（野外飛行を含む。）	1. 5時間	
7. 異常時及び緊急時の操作	2時間	
8. 技能審査		4時間

注) 本表は最小限の教育科目を規定し、各教育科目の教育時間については標準時間を規定するものである。

② 回転翼航空機

教育時間は技能審査を含め35時間以上とし教育科目は次の表に掲げるものを最少とする。ただし、教育科目の細部は運航安全課長が定める操縦士実地試験実施細則の試験科目に準拠するものとし、課程修了時の飛行経歴は航空法施行規則別表第二を満足するものでなければならない。

教 育 科 目	標準教育時間	
	同乗時間	単独時間又は機長時間
1. 地表付近における操作	3.5時間	1.5時間
2. 飛行場及び場周経路における運航	5.5時間	2時間
3. 各種離陸及び着陸並びに着陸復行及び離陸中止		
4. 基本的な計器による飛行	1.5時間	
5. 外部視認目標を利用した飛行を含む空中操作及び型式の特性に応じた飛行	2.5時間	1.5時間
6. 野外飛行	4.5時間	5時間
7. 夜間の飛行（野外飛行の経験を含む。）	1.5時間	
8. 異常時及び緊急時の操作	2時間	
9. 技能審査		4時間

注) 本表は最小限の教育科目を規定し、各教育科目の教育時間については標準時間を規定するものである。

③ 滑空機

教育時間（回数）は技能審査を含め上級滑空機滑空機70回以上、曳航装置なし動力滑空機37時間以上とし、教育科目は次の表に掲げるものを最少とする。

ただし、教育科目の細部は運航安全課長が定める操縦士実地試験実施細則の試験科目に準拠するものとし、課程修了時の飛行経歴は航空法施行規則別表第二を満足するものでなければならない。

教育科目	標準教育時間			
	上級滑空機		曳航装置なし動力滑空機	
	同乗回数	単独又は機長回数	同乗時間	単独時間又は機長時間
1. 飛行場及び場周経路における運航	38回	25回	8時間	5時間
2. 各種離陸及び着陸（動力滑空機は着陸復行を含む。）				
3. 曳航による飛行				
4. 外部視認目標を利用した飛行を含む空中操作	(15回)	(10回)	5時間	3時間
5. 野外飛行	(10回)	(5回)	7時間	4時間
6. ソアリング				
7. 異常時及び緊急時の操作	5回		2時間	
8. 技能審査		2回		3時間

注1) 4項及び6項の科目は8項以外の他の科目と併せて行うことができる。

注2) 本表は最小限の教育科目を規定し、各教育科目の教育時間については標準時間を規定するものである。

第8部 等級限定変更課程に関する基準

事業用操縦士又は自家用操縦士の等級限定変更課程に関する基準は次のとおりとする。滑空機については、上級滑空機から曳航装置なし動力滑空機へ又は曳航装置なし動力滑空機から上級滑空機への等級限定変更とする。

1. 学科教官

- (1) 航空法施行規則第50条の4第3号ロの「課程に対応する技能証明」は、課程に対応する種類の航空機に係る技能証明の資格に応じて第6部ないし第7部に記載された技能証明及び課程に対応する航空機の等級とする。
- (2) 航空法施行規則第50条の4第3号ロの「学科に関する十分な知識及び能力を有し当該学科に関する相当の実務の経験を有する」と認める資格又は経歴は、課程に対応する技能証明の資格に応じて第6部及び第7部に掲げるとおりとする。

2. 実技教官

- (1) 航空法施行規則第50条の4第4号ロの「必要な技能証明」は、課程に対応する種類の航空機に係る技能証明の資格に応じて第6部及び第7部に記載された技能証明及び課程に対応する航空機の等級とする。
- (2) 航空法施行規則第50条の4第4号ハの「十分な知識及び能力を有する」と認める経歴は第2部(3)に定めるほか次のとおりとする。

① 主席実技教官

飛行機又は回転翼航空機に係る課程においては1,000時間以上の操縦教育時間(100時間以上の課程に対応する型式の航空機、又は類似する型式の航空機によるものを含む。)を含む2,000時間以上の課程に対応する種類の航空機による機長としての経験又はこれと同等と認められる経験を有する者であること。

滑空機に係る課程においては150時間以上の操縦教育時間(30時間以上の課程に対応する等級の滑空機によるものを含む。)を含む300時間以上の滑空機による機長としての経験又はこれと同等と認められる経験を有する者であること。

操縦教育時間とは課程に対応する種類の航空機による航空法第34条第2項第1号及び第2号、同第35条第1項第3号並びに同第35条の2第1項に定める操縦練習の監督を行った時間(技能審査の時間を含む。)及び航空法第72条に定める機長資格を取得させるための機長教育を行なった時間とし、模擬飛行装置等による教育時間を800時間を限度として含ませることができる。

② 実技教官

飛行機又は回転翼航空機に係る課程においては課程に対応する等級の航空機による30時間以上の機長としての飛行時間を含む250時間以上の課程に対応する種類の

航空機による機長としての経験又はこれと同等と認められる経験を有する者であること。（副機長及び機長見習い業務の時間を含ませることができる。）

滑空機に係る課程においては、課程に対応する等級の滑空機による30時間以上の機長としての飛行時間を含む150時間以上の滑空機による機長としての経験又はこれと同等と認められる経験を有する者であること。

3. 技能審査員

(1) 航空法施行規則第50条の4第5号ハの「必要な技能証明」及び同第5号ハの「技能審査に関する能力」のうち技能証明以外の必要な資格は、次の表に掲げる技能証明等とする。

課程に係る航空機の種類	必要な技能証明等
飛行機	事業用操縦士及び計器飛行証明 又は 定期運送用操縦士
回転翼航空機	事業用操縦士及び計器飛行証明 又は 定期運送用操縦士及び計器飛行証明
滑空機	事業用操縦士

(2) 航空法施行規則第50条の4第5号ハの「技能審査に関する能力」のうち、必要な飛行経験等は、以下のとおりとする。

① 飛行機又は回転翼航空機に係る課程

- 1) 課程に対応する等級の航空機による100時間以上の機長としての飛行時間を含む2,000時間以上の課程に対応する種類の航空機による機長としての経験
- 2) 又は、これと同等と認められる経験

② 滑空機に係る課程

- 1) 課程に対応する等級の滑空機による100時間以上の機長としての飛行時間を含む300時間以上の滑空機による機長としての経験
- 2) 又は、これと同等と認められる経験

4. 教育施設等

(1) 学科教育の施設等

① 一般教材

- 1) 学科教育に関する適切な内容の教科書及び参考書類を備えていること。
- 2) 課程に係る等級の航空機の運航に必要な教材を備えていること。
- 3) 課程に係る等級の航空機の計器及び装備品の構造並びに機能又は操作法を示す模型若しくは図面を備えていること。

② 個人学習教材（ビデオ、コンピュータによる教育教材）

個人学習教材を使用する場合の教材の条件は、一般の学科教育と同等以上の教育効果があり、かつ次に掲げる履修管理が行える教材であること。

- 1) 理解度を判定できるとともに理解不足のまま次の科目に進むことができないプログラムであること。
- 2) 履修せず科目を終了することができないプログラムであること。
- 3) 未修科目を管理できるものであること。特に、実技教育に関連する科目を未修のまま実技教育に進まないよう管理できるものであること。

(2) 実技教育の施設等

① 訓練飛行場

飛行訓練のために使用する飛行場又は滑空場は、訓練用の航空機が次の条件の下で標準の離陸を行うことができるものであること。

- 1) 航空機の重量は最大離陸重量とする。
- 2) 気象条件は追い風成分が5ノットで飛行場のある地域の平均最高気温とする。
- 3) 運用方法は製造者が推薦する方法、飛行規程による通常の方法又は運航規程による通常の方法とする。

② 訓練用航空機

飛行訓練に使用する航空機の基準は次のとおりとする。

- 1) 5. (2) に定める実技教育を実施するために必要な性能、構造及び装備を有すること。
- 2) 飛行訓練に必要な数を備えていること。

③ 模擬飛行装置等

模擬飛行装置等を使用する際の当該装置は課程に係る航空機の種類と同等であって5. (2) に定める実技教育の一部の科目を実施するために必要な性能、構造及び装備を有すること。（国土交通大臣の認定を受けていない装置は技能審査に使用できず、またこれを使用しての訓練は実技教育時間に算入できない。）

④ 教育用飛行規程

訓練生が学習に使用する教育用飛行規程を必要数備えていること。

⑤ 整備

- 1) 訓練に使用する航空機の耐空性を維持するために必要な整備手段を設定していること。
- 2) 訓練に使用する模擬飛行装置等は国土交通大臣の認定を受けているか又は訓練に使用できる程度に整備されていること。

5. 教育計画

(1) 学科教育

① 飛行機及び回転翼航空機

教育時間は30時間以上とし、教育科目は次の表に掲げるものを最少とする。

教 育 科 目	標準教育時間
1. 航空工学	2 時間
2. 航空法規	2 2 時間
3. 航空機の取扱いに関する一般知識	
4. 航空機の操縦に関する一般知識	
5. 試験	6 時間

注) 本表は最小限の教育科目を規定し、各教育科目の教育時間については標準時間を規定するものである。

② 滑空機

教育時間は10時間以上とし、教育科目は次の表に掲げるものを最少とする。

教 育 科 目	標準教育時間
1. 航空通信（動力滑空機に限る。）	3 時間
2. 国内航空法規（航空交通管制を含む。）	
3. 滑空機の取扱いに関する一般知識（組立を含む。）	6 時間
4. 滑空機の操縦に関する一般知識	
5. 試験	1 時間

注) 本表は最小限の教育科目を規定し、各教育科目の教育時間については標準時間を規定するものである。

(2)実技教育

① 飛行機及び回転翼航空機

教育時間は技能審査を含め15時間以上とし教育科目は次の表に掲げるものを最少とする。ただし、教育科目の細部は運航安全課長が定める操縦士実地試験実施細則の試験科目に準拠するものでなければならない。

教 育 科 目	標準教育時間
1. 飛行場及び場周経路における運航	5時間
2. 各種離陸及び着陸並びに着陸復行及び離陸中止	
3. 基本的な計器による飛行	3時間
4. 外部視認目標を利用した飛行を含む空中操作及び型式の特性に応じた飛行	3時間
5. 異常時及び緊急時の操作	2時間
6. 技能審査	2時間

注) 本表は最小限の教育科目を規定し、各教育科目の教育時間については標準時間を規定するものである。

② 滑空機

教育時間（回数）は技能審査を含め上級滑空機30回以上、曳航装置なし動力滑空機25時間以上とし、教育科目は次の表に掲げるものを最少とする。ただし、教育科目の細部は運航安全課長が定める操縦士実地試験実施細則の試験科目に準拠するものとし課程修了時の飛行経歴は航空法施行規則別表第二を満足するものでなければならない。

科 目	標準教育時間又は回数			
	上級滑空機		曳航装置なし 動力滑空機	
	同乗 回数	単独又は 機長回数	同乗 時間	単独時間又は 機長時間
1. 飛行場及び場周経路における運航	15回	8回	3時間	3時間
2. 各種離陸及び着陸（動力滑空機は着陸復行を含む。）				
3. 曳航による飛行				
4. 外部視認目標を利用した飛行を含む空中操作	(5回)	(5回)	2時間	2時間
5. 野外飛行			7時間	5時間
6. ソアリング	(5回)	(3回)		
7. 異常時及び緊急時の操作	5回		1時間	
8. 技能審査		2回		2時間

注1) 4項及び6項の科目は8項以外の他の科目と併せて行うことができる。

注2) 本表は最小限の教育科目を規定し、各教育科目の教育時間については標準時間を規定するものである。

(3) CBTAプログラムを実施する場合の教育計画

CBTAプログラムを実施する場合にあつては、学科教育及び実技教育の標準教育時間及び教育科目について、以下の要件を満たすこと。

- ① CBTAプログラム審査要領細則に従つて、(1)に掲げる学科教育の教育科目及び(2)に掲げる実技教育の科目を含むように教育内容が定められていること。なお、CBTAプログラムにおいては、教育時間は標準時間であり、コンピテンシーの習得状況に応じて柔軟に教育時間を調整するものであることから、カリキュラムの妥当性を審査するにあつて、教育時間は審査の対象とはならない。
- ② 実技教育の科目については、原則として運航安全課長が定める操縦士実地試験実施細則の試験科目に準拠するものとする。ただし、CBTAプログラムのカリキュラムの検討において、妥当と認められるものについては、その根拠を明らかにした上で操縦士実地試験実施細則の試験科目によらないものとすることができる。

第9部 型式限定変更課程に関する基準

構造上操縦に二人を要する飛行機の型式限定変更課程に関する基準は次のとおりとする。

1. 学科教官

- (1) 航空法施行規則第50条の4第3号ロの「課程に対応する技能証明」は、課程に対応する事業用操縦士又は定期運送用操縦士とする。ただし、航空機整備に関する教育を行うときの課程に対応する種類、等級及び型式に係る航空整備士の技能証明又は空中航法に関する教育を行うときの航空士の技能証明は課程に対応する技能証明と見なす。
- (2) 航空法施行規則第50条の4第3号ロの「学科に関する十分な知識及び能力を有し当該学科に関する相当の実務の経験を有する」と認める資格又は経歴は第2部(4)に定めるほか次のとおりとする。
- ① 航空気象、航空交通管制、航空情報又は運航管理に関する教育を行うときの運航管理者の資格
 - ② 通信又は無線工学に関する教育を行うときの第一級総合無線通信士、第二級総合無線通信士又は航空無線通信士の資格
 - ③ 航空気象に関する教育を行うときの気象予報士の資格
 - ④ 航空医学又は救急法に関する教育を行うときの医師又は看護師の資格
 - ⑤ 航空交通管制に関する教育を行うときの航空交通管制官としての3年以上の経歴
 - ⑥ 航空情報に関する教育を行うときの航空管制運航情報官としての3年以上の経歴

2. 実技教官

- (1) 航空法施行規則第50条の4第4号ロの「必要な技能証明」は、課程に対応する技能証明の資格以上の資格の技能証明及び課程に対応する飛行機の型式とし、事業用操縦士は計器飛行証明を取得していなければならない。
- (2) 航空法施行規則第50条の4第4号ハの「十分な知識及び能力を有する」と認める経歴は第2部(5)に定めるほか次のとおりとする。

① 主席実技教官

課程に対応する型式の飛行機による600時間以上の機長としての飛行時間(250時間又は3年以上(構造上操縦に二人を要する飛行機に係る他の課程において2年以上の実技教育の経験を有する者は80時間又は1年以上)の操縦教育経験を含む。)を含む2,000時間以上の飛行機による機長としての経験又はこれと同等と認められる経験を有する者であること。

操縦教育経験とは課程に対応する型式の飛行機による航空法第35条第1項第3号

に定める操縦練習の監督を行った時間（技能審査の時間を含む。）及び航空法第72条に定める機長資格を取得させるための機長教育を行なった時間とし、模擬飛行装置等による教育時間を含ませることができる。

② 実技教官

課程に対応する型式の飛行機による250時間以上の機長としての飛行経験又はこれと同等と認められる経験を有する者であること。（副機長及び機長見習い業務の時間を含ませることができる。）

3. 技能審査員

(1) 航空法施行規則第50条の4第5号ハの「必要な技能証明」及び同第5号ニの「技能審査に関する能力」のうち技能証明以外の必要な資格は、次の表に掲げる技能証明等とする。

課程に係る技能証明の資格	必要な技能証明等
事業用操縦士	事業用操縦士及び計器飛行証明 又は 定期運送用操縦士
定期運送用操縦士	定期運送用操縦士

(2) 航空法施行規則第50条の4第5号ニの「技能審査に関する能力」のうち、必要な飛行経験等の経験は、以下のとおりとする。

- ① 課程に対応する型式の飛行機による600時間以上の機長としての飛行時間を含む2,000時間以上の飛行機による機長としての経験、及び設置者が管理する訓練施設において実技教官として1年以上の経験又は航空法第72条第9項に定める査察操縦士若しくは限定査察操縦士の経験
- ② 又は、これらと同等と認められる経験

(3) 限定技能審査員を置く場合には、(1)及び(2)のほか以下に掲げる措置が実施されていないなければならない。

- ① 課程に対応する型式の飛行機による路線慣熟（オブザーブシートに着座して運航状況等を確認することを言う。）又は実機乗務を次のとおり実施していること。
 - 1) 新たに限定技能審査員として認定を受けようとする者は、設置者又は管理者からの申請前6月以内に少なくとも1区間実施していること。

- 2) 限定技能審査員として認定を受けた者は、認定期間中6月毎に少なくとも1区間実施していること。
- ② 限定技能審査員として認定を受けた者は、認定期間の中間時点において、認定を受けた課程のうちいずれかの課程において限定技能審査員以外の技能審査員により、技能審査の講評を受けていること。

4. 教育施設等

(1) 学科教育の施設等

① 教材

- 1) 学科教育に関する適切な内容の教科書及び参考書類を備えていること。
- 2) 課程に係る型式の飛行機の運航に必要な教材を備えていること。
- 3) 課程に係る型式の飛行機の計器及び装備品の構造並びに機能又は操作法を示す模型若しくは図面を備えていること。

② 個人学習教材（ビデオ、コンピュータによる教育教材）

個人学習教材を使用する場合の教材の条件は、一般の学科教育と同等以上の教育効果があり、かつ次に掲げる履修管理が行える教材であること。

- 1) 理解度を判定できるとともに理解不足のまま次の科目に進むことができないプログラムであること。
- 2) 履修せず科目を終了することができないプログラムであること。
- 3) 未修科目を管理できるものであること。特に、実技教育に関連する科目を未修のまま実技教育に進まないよう管理できるものであること。

(2) 実技教育の施設等

① 訓練飛行場

飛行訓練のために使用する飛行場は、訓練用の飛行機が次の条件の下で標準の離陸を行うことができる規模であること

- 1) 飛行機の重量は最大離陸重量とする。
- 2) 気象条件は追い風成分が5ノットで飛行場のある地域の平均最高気温とする。
- 3) 運用方法は製造者が推薦する方法、飛行規程による通常の方法又は運航規程による通常の方法とする。

② 訓練用飛行機

飛行訓練に使用する飛行機の基準は次のとおりとする。

- 1) 5. (2) に定める実技教育の科目を実施するために必要な性能、構造及び装備を有すること。
- 2) 飛行訓練に必要な数を備えていること。

③ 模擬飛行装置等

模擬飛行装置等を使用する際の当該装置は課程に係る航空機の種類と同等であって5.(2)に定める実技教育を実施するために必要な性能、構造及び装備を有すること。
(国土交通大臣の認定を受けていない装置は技能審査に使用できず、またこれを使用し
ての訓練は実技教育時間に算入できない。)

④ 教育用運航規程

訓練生が学習に使用する教育用運航規程を必要数備えていること。

⑤ 整備等

- 1) 訓練に使用する飛行機の耐空性を維持するために必要な整備手段を設定していること。
- 2) 訓練に使用する模擬飛行装置等は国土交通大臣の認定を受けているか又は訓練に使用できる程度に整備されていること。

5. 教育計画

(1) 学科教育

教育時間は37時間以上とし、教育科目は次の表に掲げるものを最少とする。

教育科目	標準教育時間
1. 航空工学 (1) 飛行理論 (亜音速の飛行理論) (初めて型式限定を取得する者であって課程に係る飛行機がターボファン発動機を装備する場合に限る。)	3時間
2. 航空機乗組員間の連携に関する一般知識(初めて型式限定を取得する場合に限る。)	2時間
3. 航空法規	2時間
4. 航空機の取扱いに関する一般知識	2.5時間
5. 航空機の操縦に関する一般知識	
6. 試験	5時間

注) 本表は最小限の教育科目を規定し、各教育科目の教育時間については標準時間を規定するものである。

(2) 実技教育

教育時間は技能審査を含め18時間以上とし、教育科目は次の表に掲げるものを最少とする。ただし、教育科目の細部は運航安全課長が定める操縦士実地試験実施細則の試験科目に準拠するものでなければならない。

教育科目	標準教育時間
1. 飛行場及び場周経路における飛行	16時間
2. 各種離陸及び着陸並びに着陸復行及び離陸中止	
3. 空中操作及び型式の特性に応じた飛行	
4. 計器飛行方式による飛行	
5. 異常時及び緊急時の操作	
6. 技能審査	2時間

注) 本表は最小限の教育科目を規定し、各教育科目の教育時間については標準時間を規定するものである。

(3) CBTAプログラムを実施する場合の教育計画

CBTAプログラムを実施する場合にあつては、学科教育及び実技教育の標準教育時間及び教育科目について、以下の要件を満たすこと。

- ① CBTAプログラム審査要領細則に従って、(1)に掲げる学科教育の教育科目及び(2)に掲げる実技教育の科目を含むように教育内容が定められていること。なお、CBTAプログラムにおいては、教育時間は標準時間であり、コンピテンシーの習得状況に応じて柔軟に教育時間を調整するものであることから、カリキュラムの妥当性を審査するにあたって、教育時間は審査の対象とはならない。
- ② 実技教育の科目については、原則として運航安全課長が定める操縦士実地試験実施細則の試験科目に準拠するものとする。ただし、CBTAプログラムのカリキュラムの検討において、妥当と認められるものについては、その根拠を明らかにした上で操縦士実地試験実施細則の試験科目によらないものとする事ができる。

第10部 計器飛行証明課程に関する基準

飛行機及び回転翼航空機の計器飛行証明課程に関する基準は次のとおりとする。

1. 学科教官

(1) 航空法施行規則第50条の4第3号口の「課程に対応する技能証明」は、課程に対応する種類の航空機に係る次の表に掲げる技能証明とする。ただし、航空機整備に関する教育を行うときの課程に対応する種類及び等級に係る航空整備士の技能証明及び航空気象及び空中航法に関する教育を行うときの航空士の技能証明は課程に対応する技能証明とみなす。

課程に係る航空機の種類	課程に対応する技能証明
飛行機	事業用操縦士及び計器飛行証明 又は 定期運送用操縦士
回転翼航空機	事業用操縦士及び計器飛行証明 又は 定期運送用操縦士及び計器飛行証明

(2) 航空法施行規則第50条の4第3号口の「学科に関する十分な知識及び能力を有し当該学科に関する相当の実務の経験を有する」と認める資格又は経験は第2部(2)に定めるほか次のとおりとする。

- ① 航空気象、航空交通管制、航空情報又は運航管理に関する教育を行うときの運航管理者の資格
- ② 通信又は無線工学に関する教育を行うときの第一級総合無線通信士、第二級総合無線通信士又は航空無線通信士の資格
- ③ 航空気象に関する教育を行うときの気象予報士の資格
- ④ 航空医学又は救急法に関する教育を行うときの医師又は看護師の資格
- ⑤ 航空交通管制に関する教育を行うときの航空管制官としての3年以上の経歴
- ⑥ 航空情報に関する教育を行うときの航空管制運航情報官としての3年以上の経歴

2. 実技教官

(1) 航空法施行規則第50条の4第4号口の「必要な技能証明」は、課程に対応する種類等級及び型式の航空機に係る事業用操縦士又は定期運送用操縦士の技能証明及び操縦教

育証明とする。なお、飛行機の事業用操縦士及び回転翼航空機の操縦士は計器飛行証明を有していなければならない。

(2) 航空法施行規則第50条の4第4号ハの「十分な知識及び能力を有する」と認める経歴は第2部(3)に定めるほか次のとおりとする。

① 主席実技教官

1,000時間以上の操縦教育時間(100時間以上の課程に対応する種類の航空機による計器飛行教育時間を含む。)を含む2,000時間以上の課程に対応する種類の航空機による機長としての経験又はこれと同等と認められる経験を有する者であること。なお計器飛行教育時間とは課程に対応する種類の航空機について航空法第34条第1項第1号及び第3号に掲げる飛行教育を行った時間(技能審査の時間を含む。)とし模擬飛行装置等による教育の時間を半分を限度として含ませることができる。

② 実技教官

課程に対応する等級の航空機による30時間以上の機長としての飛行時間及び50時間以上の計器飛行時間(模擬計器飛行時間を含む。)を含む250時間以上の課程に対応する種類の航空機による機長としての経験又はこれと同等と認められる経験を有する者であること。(副機長及び機長見習い業務の時間を含ませることができる。)

3. 技能審査員

(1) 航空法施行規則第50条の4第5号ハの「必要な技能証明」は、課程に対応する種類及び等級の航空機に係る事業用操縦士又は定期運送用操縦士の技能証明とする。

(2) 航空法施行規則第50条の4第5号ニの「技能審査に関する能力」のうち、技能証明以外の必要な資格は、以下のとおりとする。

① 操縦教育証明

② 及び、計器飛行証明(飛行機の定期運送用操縦士の技能証明を有する者を除く。)

(3) 航空法施行規則第50条の4第5号ニの「技能審査に関する能力」のうち、必要な飛行経験等の経験は、以下のとおりとする。

① 課程に対応する種類の航空機による200時間以上の計器飛行方式による機長としての飛行時間(模擬計器飛行を含む。)を含む2,000時間以上の課程に対応する種類の航空機による機長としての経験

② 又は、これと同等と認められる経験

4. 教育施設等

(1) 学科教育の施設等

① 一般教材

- 1) 学科教育に関する適切な内容の教科書及び参考書類を備えていること。
- 2) 航空機の運航及び航法の学習に必要な航空図、航空路誌、航法計算盤、無線航法チャート、計器出発方式図、計器進入方式図等の教材を備えていること。
- 3) 航空機の計器及び装備品の構造並びに機能又は操作法を示す模型若しくは図面を備えていること。

② 個人学習教材（ビデオ、コンピュータによる教育教材）

個人学習教材を使用する場合の教材の条件は、一般の学科教育と同等以上の教育効果があり、かつ次に掲げる履修管理が行える教材であること。

- 1) 理解度を判定できるとともに理解不足のまま次の科目に進むことができないプログラムであること。
- 2) 履修せず科目を終了することができないプログラムであること。
- 3) 未修科目を管理できるものであること。特に、実技教育に関連する科目を未修のまま実技教育に進まないよう管理できるものであること。

(2) 実技教育の施設等

① 訓練飛行場

飛行訓練のために使用する飛行場は、訓練用の航空機が次の条件の下で標準の離陸を行うことができる規模であること。

- 1) 航空機の重量は最大離陸重量とする。
- 2) 気象条件は追い風成分が5ノットで飛行場のある地域の平均最高気温とする。
- 3) 運用方法は製造者が推薦する方法又は飛行規程による通常の方法とする。

② 訓練用航空機

飛行訓練に使用する航空機の基準は次のとおりとする。

- 1) 5. (2) に定める実技教育の科目を実施するために必要な性能、構造及び装備を有すること。
- 2) 飛行訓練に必要な数を備えていること。

③ 模擬飛行装置等

模擬飛行装置等を使用する際の当該装置は課程に係る航空機の種類と同等であって5. (2) に定める実技教育の一部の科目を実施するために必要な性能、構造及び装備を有すること。（国土交通大臣の認定を受けていない装置は技能審査に使用できず、またこれを使用しての訓練は実技教育時間に算入できない。）

④ 教育用飛行規程

訓練生が学習に使用する教育用飛行規程を必要数備えていること。

⑤ 整備

- 1) 訓練に使用する航空機の耐空性を維持するために必要な整備手段を設定している

こと。

- 2) 訓練に使用する模擬飛行装置等は国土交通大臣の認定を受けているか又は訓練に使用できる程度に整備されていること。

5. 教育計画

(1) 学科教育

教育時間は70時間以上とし、教育科目は次の表に掲げるものを最少とする。

教育科目	標準教育時間
1. 推測航法及び無線航法	55時間
2. 航空機用計測器（概要）	
3. 航空気象（概要）	
4. 航空気象通報式	
5. 計器飛行等の飛行計画	
6. 計器飛行等に関する航空法規	
7. 航空通信に関する一般知識	
8. 計器飛行等に関する人間の能力及び限界に関する一般知識	2時間
9. 航空機の取扱いに関する一般知識	7時間
10. 航空機の操縦に関する一般知識	
11. 試験	6時間

注) 本表は最小限の教育科目を規定し、各教育科目の教育時間については標準時間を規定するものである。

(2)実技教育

教育時間は技能審査を含め40時間以上とし教育科目は次の表に掲げるものを最少とする。ただし、教育科目の細部は運航安全課長が定める操縦士実地試験実施細則の試験科目に準拠するものとし、課程修了時の飛行経歴は航空法施行規則別表第二を満足するものでなければならない。

科 目	標準教育時間	
	同乗時間	機長時間
1. 空中操作及び型式の特性に応じた飛行	2時間	1時間
2. 計器飛行方式による飛行	8時間	4時間
(1) 計器飛行方式による飛行		
(2) 計器飛行方式による野外飛行	6時間	10時間
(3) 基本的な計器による飛行		
3. 異常時及び緊急時の操作	2時間	3時間
4. 技能審査		4時間

注) 本表は最小限の教育科目を規定し、各教育科目の教育時間については標準時間を規定するものである。

第11部 操縦教育証明課程に関する基準

飛行機、回転翼航空機又は滑空機の操縦教育証明課程に関する基準は次のとおりとする。

1. 学科教官

(1) 航空法施行規則第50条の4第3号ロの「課程に対応する技能証明」は、課程に対する種類の航空機に係る次の表に掲げる技能証明とする。ただし、航空機整備に関する教育を行うときの課程に対応する種類及び等級に係る航空整備士の技能証明及び航空気象及び空中航法に関する教育を行うときの航空士の技能証明は課程に対応する技能証明とみなす。

課程に係る航空機の種類	課程に対応する技能証明
飛行機又は回転翼航空機	事業用操縦士及び操縦教育証明 又は 定期運送用操縦士 及び操縦教育証明
滑空機	自家用操縦士及び操縦教育証明 又は 事業用操縦士及び操縦教育証明

(2) 航空法施行規則第50条の4第3号ロの「学科に関する十分な知識及び能力を有し当該学科に関する相当の実務の経験を有する」と認める資格又は経験は第2部1.(4)に定めるほか次のとおりとする。

- ① 教育の理論と方法に関する教育を行うときの教育職員の資格
- ② 航空気象、航空交通管制、航空情報又は運航管理に関する教育を行うときの運航管理者の資格
- ③ 通信又は無線工学に関する教育を行うときの第一級総合無線通信士、第二級総合無線通信士又は航空無線通信士の資格
- ④ 航空気象に関する教育を行うときの気象予報士の資格
- ⑤ 航空医学又は救急法に関する教育を行うときの医師又は看護師の資格
- ⑥ 航空交通管制に関する教育を行うときの航空管制官としての3年以上の経歴
- ⑦ 航空情報に関する教育を行うときの航空管制運航情報官としての3年以上の経歴

2. 実技教官

(1) 航空法施行規則第50条の4第4号口の「必要な技能証明」は、飛行機又は回転翼航空機の課程においては、課程に対応する種類、等級及び型式の航空機に係る事業用操縦士又は定期運送用操縦士の技能証明及び操縦教育証明とする。滑空機の課程においては自家用操縦士又は事業用操縦士の技能証明及び操縦教育証明とする。なお、飛行機の事業用操縦士又は回転翼航空機の操縦士は課程に対応する種類の航空機に係る計器飛行証明を有していなければならない。

(2) 航空法施行規則第50条の4第4号ハの「十分な知識及び能力を有する」と認める経歴は第2部1.(5)に定めるほか次のとおりとする。

① 主席実技教官

課程における実技教育を管理する者として適切な飛行経験及び操縦教育経験の要件を有する者であること。

なお、これら設定した飛行経験の要件等を教育規定に明記すること。

② 実技教官

1) 訓練に使用する機体（模擬飛行装置等を含む）による教官任用訓練を終了していること。

2) 人間の能力と限界・スレットアンドエラーマネージメント、CRMに関する教官任用訓練を終了していること。

3) 「操縦に2人を要する飛行機の操縦教育に限定する」条件を付した教育証明取得のための課程においては、次の要件があること。

ア、操縦に2人を要する飛行機の操縦に関わるMCCに基づくヒューマンファクター・CRMの教官任用訓練を終了していること。

イ、マルチクルー運航の経験があること。

なお、これら設定した飛行経験の要件等を教育規定に明記すること。

3. 技能審査員

(1) 航空法施行規則第50条の4第5号ハの「必要な技能証明」は、課程に対応する種類、等級及び型式の航空機に係る事業用操縦士又は定期運送用操縦士の技能証明とする。

(2) 航空法施行規則第50条の4第5号ニの「技能審査に関する能力」のうち、技能証明以外の必要な資格は、以下のとおりとする。

① 操縦教育証明

② 及び、計器飛行証明（飛行機の定期運送用操縦士、滑空機の技能証明を有する者を除く。）

(3) 航空法施行規則第50条の4第5号ニの「技能審査に関する能力」のうち、必要な飛行経歴等は、技能審査を行う者として適切な機長としての（課程に対応する型式の航空機）

飛行経験を有するものであること。

なお、これら設定した飛行経験の要件等を教育規定に明記すること。

4. 教育施設等

(1) 学科教育の施設等

学科の教育を行うのに適切な教室の広さ、数、照明等設備、機材・教材等を有していること。

(2) 実技教育の施設等

① 訓練飛行場

飛行訓練のために使用する飛行場又は滑空場は、訓練用の航空機が次の条件の下で標準の離陸を行うことができる規模であること。

- 1) 航空機の重量は最大離陸重量とする。
- 2) 気象条件は追い風成分が5ノットで飛行場又は滑空場のある地域の平均最高気温とする。
- 3) 運用方法は製造者が推薦する方法又は飛行規程による通常の方法とする。

② 訓練用航空機

5. (2) に定める実技教育の科目を実施するために必要な性能、構造及び装備を有すること。

③ 模擬飛行装置等

模擬飛行装置等を使用する際の当該装置は課程に係る航空機の種類と同等であって5. (2) に定める実技教育の科目を実施するために必要な性能、構造及び装備を有すること（国土交通大臣の認定を受けていない装置は技能審査に使用できず、またこれを使用しての訓練は実技教育時間に算入できない）。

模擬飛行装置等により訓練できる教育科目・教育時間を教育計画に明記すること。

④ 教育用飛行規程

訓練生が学習に使用する教育用飛行規程を必要数備えていること。

⑤ 整備

- 1) 訓練に使用する航空機の耐空性を維持するために必要な整備手段を設定していること。
- 2) 訓練に使用する模擬飛行装置等は国土交通大臣の認定を受けているか又は、訓練に使用できる程度に整備されていること。

5. 教育計画

(1) 学科教育

① 飛行機

教育時間は40時間以上とし、教育科目は次の表に掲げるものを最少とする。

教 育 科 目	標準教育時間
1. 操縦教育の実施要領 教育の理論と方法 教育管理 人間の能力及び限界に関する一般知識 単独飛行の安全基準	30
2. 危険及び事故の防止法	7
3. 救急法	3

「操縦に2人を要する飛行機に同乗して教育を行う場合に限る」条件を付した課程においては、教育時間は30時間以上とし、教育科目は次に掲げるものを最少とする。

ただし、運航規程等に定める飛行訓練教官の任用訓練を履修した者で、その学科教育の教育科目及び履修教育時間数が以下に掲げる科目の基準時間数を上回っている場合は、当該科目を省略できるものとする。

教 育 科 目	標準教育時間
1. 操縦教育の実施要領 教育の理論と方法 教育管理 人間の能力及び限界に関する一般知識	20
2. 危険及び事故の防止法	7
3. 救急法	3

注) 本表は最小限の教育科目を規定し、各教育科目の教育時間については標準時間を規定するものである。

②回転翼航空機および滑空機

教育時間は40時間以上とし、教育科目は次の表に掲げるものを最少とする。

教 育 科 目	標準教育時間
1. 操縦教育の実施要領 教育の理論と方法 教育管理 人間の能力及び限界に関する一般知識 単独飛行の安全基準	30
2. 危険及び事故の防止法	7
3. 救急法	3

(2)実技教育

①飛行機

教育時間は技能審査を除き25時間以上で、教育科目及び時間は次の表に掲げるものを最少とし実技指導法及び模範実技を実施する。ただし、教育科目の細部は運航安全課長が定める操縦士実地試験実施細則の試験科目に準拠するものとし、課程修了時の飛行経歴は航空法施行規則別表第二を満足するものでなければならない。

教 育 科 目	標準教育時間
1. 空港等及び場周経路における運航	8
2. 各種離陸及び着陸並びに着陸復航及び離陸中止	
3. 基本飛行（基本的な計器飛行を含む）	13
4. 空中操作及び型式特性に応じた飛行	
5. 野外飛行	
6. 夜間の飛行	4

「操縦に2人を要する飛行機の操縦教育に限る」条件を付した課程においては、教育時間は14時間以上で、教育科目は次に掲げるものを最少とし実技指導法及び模範実技を実施する。

ただし、教育科目の細部は運航安全課長が定める操縦士実地試験実施細則の試験科目に準

抛するものとし、課程修了時の飛行経歴は航空法施行規則別表第二を満足するものでなければならない。

また、運航規程等に定める飛行訓練教官の任用訓練を履修した者で、その実技教育の教育科目及び履修教育時間数が以下に掲げる科目の基準時間数を上回っている場合は、当該科目を省略できるものとする。

教 育 科 目	標準教育時間
1. 空港等及び場周経路における運航	6
2. 各種離陸及び着陸並びに着陸復航及び離陸中止	
3. 計器による飛行（計器飛行方式も含む）	6
4. 空中操作及び型式特性に応じた飛行	
5. 野外飛行	2
6. 夜間の飛行	

注) 本表は最小限の教育科目を規定し、各教育科目の教育時間については標準時間を規定するものである。

②回転翼航空機

教育時間は技能審査を除き25時間以上で、教育科目及び時間は次の表に掲げるものを最少とし実技指導法及び模範実技を実施する。ただし、教育科目の細部は運航安全課長が定める操縦士実地試験実施細則の試験科目に準拠するものとし、課程修了時の飛行経歴は航空法施行規則別表第二を満足するものでなければならない。

教 育 科 目	標準教育時間
1. 地表付近における操作	5
2. 空港等及び場周経路における運航	8
3. 各種離陸及び着陸並びに着陸復航及び離陸中止	
4. 基本的な計器による飛行	3
5. 外部視認目標を利用した飛行を含む空中操作及び型式の特性に応じた飛行	5
6. 野外飛行	4
7. 夜間の飛行	

注) 本表は最小限の教育科目を規定し、各教育科目の教育時間については標準時間を

規定するものである。

③ 滑空機

教育時間（回数）は技能審査を除き10時間以上（10回以上の同乗回数を含む）で、教育科目及び時間は次の表に掲げるものを最少とし実技指導法及び模範実技を実施する。ただし、教育科目の細部は運航安全課長が定める操縦士実地試験実施細則の試験科目に準拠するものとし、課程修了時の飛行経歴は航空法施行規則別表第二を満足するものでなければならない。

教 育 科 目	標 準 教 育 時 間 等	
	上級滑空機	曳航装置なし 動力滑空機
	同乗時間・回数 10時間	同乗時間・回数 10回
1. 空港等及び場周経路における運航	10回 (航空機による曳 航およびウィンチ による曳航含む)	5時間
2. 各種離陸及び着陸（動力滑空機は着陸復航を含む。）		
3. 曳航による飛行		
4. 外部視認目標を利用した飛行を含む空中操作	注1) (5回)	3時間
5. 野外飛行		
6. ソアリング	(5回)	2時間
7. 異常時及び緊急時の操作	(5回)	(1時間)

注1) 4項、6項及び7項の科目は他の科目と併せて行うことができる。

注2) 本表は最小限の教育科目を規定し、各教育科目の教育時間については標準時間を規定するものである。

第12部 航空整備士の技能証明課程に関する基準

1. 学科教官

(1) 航空法施行規則第50条の4第3号口の「課程に対応する技能証明」は、課程に対応する種類、等級及び型式の航空機に係る航空整備士の技能証明（一等航空整備士に係る課程にあつては一等航空整備士、二等航空整備士に係る課程にあつては一等航空整備士又は二等航空整備士）とする。

ただし、「技能証明等の既得資格による試験の免除の取扱いについて（平成12年8月14日付け空乗第2128号）」の「学科試験免除科目表」のうち、指定を受けようとする養成施設の課程に対応する「申請をする資格」欄において、当該資格の「科目」欄記載の免除科目について教育を行う場合は、その科目に対応する「既得資格」欄記載の資格については、課程に対応する技能証明とみなす。

(2) 主席学科教官

3年以上の航空整備士養成に係る教育歴又は3年以上の実技指導を含む5年以上の航空整備士としての経験を有すること。

2. 実技教官

(1) 航空法施行規則第50条の4第4号口の「必要な技能証明」は、課程に対応する種類、等級及び型式の航空機に係る航空整備士の技能証明（一等航空整備士に係る課程にあつては一等航空整備士、二等航空整備士に係る課程にあつては一等航空整備士又は二等航空整備士）とする。ただし、基本技術等の教育を担当する教官については航空工場整備士の技能証明を有し、かつ十分な知識と能力を有する者を必要な技能証明を有しているとみなす。

(2) 主席実技教官

3年以上の航空整備士養成に係る実技教育又は3年以上の実技指導を含む5年以上の航空整備士としての経験を有すること。

3. 技能審査員

(1) 航空法施行規則第50条の4第5号ハの「必要な技能証明」等は、次のとおりとする。

① 整備の基本技術についての技能審査を行う場合には、航空整備士又は航空工場整備士の技能証明とする。

② 整備の基本技術以外についての技能審査を行う場合には、課程に対応する種類、等級及び型式の航空機に係る航空整備士の技能証明（一等航空整備士に係る課程にあつては一等航空整備士、二等航空整備士に係る課程にあつては一等航空整備士又は二等航空整備士）とする。

(2) 3年以上の航空整備士養成に係る実技教育又は3年以上の実技指導を含む5年以上の航空整備士としての経験を有すること。

4. 教育施設等

(1) 学科教育の施設等

① 教材

- 1) 適切な内容の教科書及び参考書を備えていること。
- 2) 発動機、計器、装備品及び各種システムの機能並びに操作方法を示す模型、図面又はビデオ等の教材を備えていること。

(2) 実技教育の施設等

① 工具

適切な工具が備えられていること。

② 保管設備

部品、工具、材料等の保管設備が、作業場と分離して設置されていること。

③ 作業設備

塗装作業及びドーブ作業の設備が、他の施設と分離して設置されていること。

④ 洗浄設備

洗浄機、空気圧式油除去装置その他の設備が、他の施設と分離して設置されていること。

⑤ 基本技術の設備

基本技術の実習に必要な設備を有していること。

⑥ 発動機試運転場

発動機の試運転を行うための必要な設備を有していること。(発動機の試運転を行うに当たって、騒音及び発動機の排出物について適切な配慮がされていること。)

⑦ 各種系統及び機能部品の作業場

- 1) 各種系統及び機能部品の分解、修理、組立、試験、保守及び検査等教育に必要な作業を行うための設備が他の設備から分離した区画に設置されていること。
- 2) 作業の対象とする系統及び機能部品には、次のものを含むこと。
 - ア 点火系統
 - イ 燃料系統 (ピストン発動機については気化器も含む。)
 - ウ 油圧系統
 - エ 真空系統
 - オ 電気装備品及び付属装置
 - カ 計器

3) 作業場には、机、椅子、計測装置等必要な器具を備えていること。

⑧ 航空機整備場

- 1) 分解、点検、リギング等の航空機の整備作業に適する区画を有していること。

2) 机、椅子、ホース、スタンド、ジャッキ等必要な器具を備えていること。

⑨ 発動機整備場

1) 分解検査、組立及び故障探求、タイミング等の発動機の整備作業に適する区画を有していること。

2) 机、椅子、ホース、スタンド、ジャッキ等必要な器具を備えていること。

⑩ 教材

1) 課程の教育内容に対応した実物又は模型による機体構造、各種系統及びその構造部品、動力装置、プロペラ等の教材を備えていること。これらの教材は、分解、修理、組立、試験、保守及び検査等教育に必要な作業ができるものでなければならない。

2) 教材の数は、同じ教材について学生8名につき1個の割合とする。

3) 課程の教育に対応する型式証明を有する航空機を、当該課程に在籍する訓練生が30名以下の場合には2機、30名を越える場合は3機有していること。これらの航空機は、耐空性を有している必要はないが、完全な形状を保ち、教育に必要な計器、装備品、補機等を備えたものであって、地上試運転が可能なものであること。

なお、これらの航空機が引き込み式の脚又は翼フラップを備えていない場合は、それらに替わるモックアップ等の訓練機材を有していなければならない。

⑪ 材料、工具及び工場用機器の補給等

教育を行うために必要な材料、工具、特殊工具及び工場用機器の補給又は整備の手段が確保されていないと認められる場合は、

5. 教育計画

(1) 学科教育

教育時間は一等航空整備士（タービン発動機）1400時間以上、二等航空整備士（タービン発動機）650時間以上、二等航空整備士（ピストン発動機）650時間以上とし、教育科目は次の表に掲げるものを最少とする。

資格 科目	標準教育時間		
	一等航空整備士 (タービン発動機)	二等航空整備士 (タービン発動機)	二等航空整備士 (ピストン発動機)
1. 航空法規等	30	30	30
2. 機体	490	140	140
3. 発動機	210	100	100
4. 電子装備品等	430	150	150
5. 整備の基本技術	200	200	200
6. 試験	40	30	30

(注) 本表は最小限の教育科目を規定し、各教育科目の教育時間については標準時間を規定するものである。

(2) 実技教育

教育時間は一等航空整備士（タービン発動機）1570時間以上、二等航空整備士（タービン発動機）1130時間以上、二等航空整備士（ピストン発動機）1130時間以上とし教育科目は次の表に掲げるものを最少とする。

資格 科目		標準教育時間		
		一等航空整備士 (タービン発動機)	二等航空整備士 (タービン発動機)	二等航空整備士 (ピストン発動機)
1. 整備の基本技術		150	150	150
2. 整備に必要な知見	機体	340	300	300
	発動機	300	200	200
	電子装備品等	420	280	280
3. 技術 1) 整備に必要な技術 2) 航空機の点検作業 3) 動力装置の操作		360	200	200

(注) 本表は最小限の教育科目を規定し、各教育科目の教育時間については標準時間を規定するものである。

(3) 学科教育と実技教育の合計時間

資格 教育の 内容	教 育 時 間		
	一等航空整備士 (タービン発動機)	二等航空整備士 (タービン発動機)	二等航空整備士 (ピストン発動機)
1. 学科教育	1 4 0 0	6 5 0	6 5 0
2. 実技教育	1 5 7 0	1 1 3 0	1 1 3 0
合 計	2 9 7 0	1 7 8 0	1 7 8 0

第13部 航空運航整備士の技能証明課程に関する基準

1. 学科教官

(1) 航空法施行規則第50条の4第3号口の「課程に対応する技能証明」等は、課程に対応する種類、等級及び型式の航空機に係る航空運航整備士の技能証明（一等航空運航整備士課程にあつては一等航空整備士又は一等航空運航整備士、二等航空運航整備士課程にあつては一等航空整備士、二等航空整備士、一等航空運航整備士又は二等航空運航整備士）とする。

ただし、「技能証明等の既得資格による試験の免除の取扱について（平成12年8月14日付け空乗第2128号）」の「学科試験免除科目表」のうち、指定を受けようとする養成施設の課程に対応する「申請をする資格」欄において、当該資格の「科目」欄記載の免除科目について教育を行う場合は、その科目に対応する「既得資格」欄記載の資格については、課程に対応する技能証明とみなす。

(2) 主席学科教官

3年以上の航空運航整備士（航空整備士を含む。）養成に係る教育歴又は3年以上の実技指導を含む5年以上の航空運航整備士（航空整備士を含む。）としての経験を有すること。

2. 実技教官

(1) 航空法施行規則第50条の4第4号口の「必要な技能証明」は、課程に対応する種類、等級及び型式の航空機に係る航空運航整備士の技能証明（一等航空運航整備士課程にあつては一等航空整備士又は一等航空運航整備士、二等航空運航整備士課程にあつては一等航空整備士、二等航空整備士、一等航空運航整備士又は二等航空運航整備士）とする。ただし、基本技術等の教育を担当する教官については航空工場整備士の技能証明を有し、かつ十分な知識と能力を有する者を必要な技能証明を有しているとみなす。

(2) 主席実技教官

3年以上の航空運航整備士（航空整備士を含む。）養成に係る実技教育又は3年以上の実技指導を含む5年以上の航空運航整備士（航空整備士を含む。）としての経験を有すること。

3. 技能審査員

(1) 航空法施行規則第50条の4第5号ハの「必要な技能証明」等は、次のとおりとする。

① 整備の基本技術についての技能審査を行う場合には、航空整備士、航空運航整備士又は航空工場整備士の技能証明とする。

② 整備の基本技術以外についての技能審査を行う場合には、課程に対応する種類、等級及び型式の航空機に係る航空運航整備士の技能証明（一等航空運航整備士課程にあつて

は一等航空整備士又は一等航空運航整備士、二等航空運航整備士課程にあつては一等航空整備士、二等航空整備士、一等航空運航整備士又は二等航空運航整備士) とする。

- (2) 3年以上の航空運航整備士(航空整備士を含む。)養成に係る実技教育又は3年以上の実技指導を含む5年以上の航空運航整備士(航空整備士を含む。)としての経験を有すること。

4. 教育施設等

(1) 学科教育の施設等

第12部航空整備士の技能証明課程に関する基準第4項(1)学科教育の施設等に同じとする。

(2) 実技教育の施設等

第12部航空整備士の技能証明課程に関する基準第4項(2)実技教育の施設等のうち次の施設を除いたものに同じとする。

- ① ⑨ 発動機整備場

5. 教育計画

(1) 学科教育

教育時間は一等航空運航整備士（タービン発動機）570時間以上、二等航空運航整備士（タービン発動機）350時間以上、二等航空運航整備士（ピストン発動機）350時間以上とし、教育科目は次の表に掲げるものを最少とする。

資格 科目	標準教育時間		
	一等航空 運航整備士 (タービン発動機)	二等航空 運航整備士 (タービン発動機)	二等航空 運航整備士 (ピストン発動機)
1. 航空法規等	30	30	30
2. 機体及び電子装 備品等	300	150	150
3. 発動機	120	60	60
4. 整備の基本技術	100	100	100
5. 試験	20	10	10

(注) 本表は最小限の教育科目を規定し、各教育科目の教育時間については標準時間を規定するものである。

(2) 実技教育

教育時間は一等航空運航整備士（タービン発動機）690時間以上、二等航空運航整備士（タービン発動機）400時間以上、二等航空運航整備士（ピストン発動機）400時間以上とし、教育科目は次の表に掲げるものを最少とする。

資格 科目		標準教育時間		
		一等航空 運航整備士 (タービン発動機)	二等航空 運航整備士 (タービン発動機)	二等航空 運航整備士 (ピストン発動機)
1. 整備の基本技術		70	70	70
2. 整備に必要な知見	機体	200	100	100
	電子装備品等	100	60	60
	発動機	120	80	80
3. 技術 1) 整備に必要な技術 2) 航空機の日常点検作業		200	90	90

(注) 本表は最小限の教育科目を規定し、各教育科目の教育時間については標準時間を規定するものである。

(3) 学科教育と実技教育の合計時間

資格 教育の 内容	教 育 時 間		
	一等航空 運航整備士 (タービン発動機)	二等航空 運航整備士 (タービン発動機)	二等航空 運航整備士 (ピストン発動機)
1. 学科教育	570	350	350
2. 実技教育	690	400	400
合 計	1260	750	750

第14部 航空工場整備士の技能証明課程に関する基準

1. 学科教官

(1) 航空法施行規則第50条の4第3号口の「課程に対応する技能証明」等は、課程に対応する業務の種類に限定された航空工場整備士の技能証明とする。

ただし、「技能証明等の既得資格による試験の免除の取扱について（平成12年8月14日付け空乗第2128号）」の「学科試験免除科目表」のうち、指定を受けようとする養成施設の課程に対応する「申請をする資格」欄において、当該資格の「科目」欄記載の免除科目について教育を行う場合は、その科目に対応する「既得資格」欄記載の資格については、課程に対応する技能証明とみなす。

(2) 主席学科教官

3年以上の航空工場整備士養成に係る教育歴又は3年以上の実技指導を含む5年以上の航空工場整備士としての経験を有すること。

2. 実技教官

(1) 航空法施行規則第50条の4第4号口の「必要な技能証明」は、課程に対応する業務の種類に限定された航空工場整備士の技能証明とする。ただし、基本技術等の教育を担当する教官については、一等航空整備士又は二等航空整備士の技能証明を有し、かつ十分な知識と能力を有する者を必要な技能証明を有しているとみなす。

(2) 主席実技教官

3年以上の航空工場整備士養成に係る実技教育又は3年以上の実技指導を含む5年以上の航空工場整備士としての経験を有すること。

3. 技能審査員

(1) 航空法施行規則第50条の4第5号ハの「必要な技能証明」等は、次のとおりとする。

① 整備の基本技術についての技能審査を行う場合には、航空整備士又は航空工場整備士の技能証明とする。

② 整備の基本技術以外についての技能審査を行う場合には、課程に対応する業務の種類に限定された航空工場整備士の技能証明とする。

(2) 3年以上の航空工場整備士養成に係る実技教育又は3年以上の実技指導を含む5年以上の航空工場整備士としての経験を有すること。

4. 教育施設等

(1) 学科教育の施設等

第12部航空整備士の技能証明課程に関する基準第4項(1)学科教育の施設等に同じとする。

(2) 実技教育の施設等

第12部航空整備士の技能証明課程に関する基準第4項(2)実技教育の施設等のうち次の施設を除いたものに同じとする。

① ⑩教材 3)課程の教育に対応する型式証明を有する航空機を、当該課程に在籍する訓練生が30名以下の場合は2機、30名を越える場合は3機有していること。これらの航空機は、耐空性を有している必要はないが、完全な形状を保ち、教育に必要な計器、装備品、補機等を備えたものであって、地上試運転が可能なものであること。なお、これらの航空機が引き込み式の脚又は翼フラップを備えていない場合は、それらに替わるモックアップ等の訓練機材を有していなければならない。

5. 教育計画

(1) 学科教育

教育時間は航空工場整備士（機体構造関係）940時間以上、航空工場整備士（機体装備品関係）940時間以上、航空工場整備士（ピストン発動機関係）1010時間以上、航空工場整備士（タービン発動機関係）1010時間以上、航空工場整備士（プロペラ関係）1000時間以上、航空工場整備士（計器関係）950時間以上、航空工場整備士（電子装備品関係）950時間以上、航空工場整備士（電気装備品関係）950時間以上、航空工場整備士（無線通信機器関係）950時間以上とし、教育科目は次の表に掲げるものを最少とする。

資格 科目	標準教育時間		
	航空工場整備士 （機体構造関係）	航空工場整備士 （機体装備品 関係）	航空工場整備士 （ピストン発動機 関係）
1. 航空法規等	30	30	30
2. 航空工学	470	470	470
3. 専門科目	190	190	260
4. 整備の基本技術	200	200	200
5. 品質管理	20	20	20
6. 試験	30	30	30

専門科目は機体構造関係にあつては機体構造、機体装備品関係にあつては機体装備品又はピストン発動機関係にあつてはピストン発動機とする。

(注) 本表は最小限の教育科目を規定し、各教育科目の教育時間については標準時間を規定するものである。

資格 科目	標準教育時間		
	航空工場整備士 (タービン発動機 関係)	航空工場整備士 (プロペラ関係)	航空工場整備士 (計器関係)
1. 航空法規等	30	30	30
2. 航空工学	470	470	470
3. 専門科目	260	250	200
4. 整備の基本技術	200	200	200
5. 品質管理	20	20	20
6. 試験	30	30	30

専門科目はタービン発動機関係にあつてはタービン発動機、プロペラ関係にあつてはプロペラ又は計器関係にあつては計器とする。

(注) 本表は最小限の教育科目を規定し、各教育科目の教育時間については標準時間を規定するものである。

資格 科目	標準教育時間		
	航空工場整備士 (電子装備品 関係)	航空工場整備士 (電気装備品 関係)	航空工場整備士 (無線通信機器 関係)
1. 航空法規等	30	30	30
2. 航空工学	470	470	470
3. 専門科目	200	200	200
4. 整備の基本技術	200	200	200
5. 品質管理	20	20	20
6. 試験	30	30	30

専門科目は電子装備品関係にあつては電子装備品、電気装備品関係にあつては電気装備品又は無線通信機器関係にあつては無線通信機器とする。

(注) 本表は最小限の教育科目を規定し、各教育科目の教育時間については標準時間を規定するものである。

(2) 実技教育

教育時間は航空工場整備士（機体構造関係）620時間以上、航空工場整備士（機体装備品関係）770時間以上、航空工場整備士（ピストン発動機関係）440時間以上、航空工場整備士（タービン発動機関係）640時間以上、航空工場整備士（プロペラ関係）370時間以上、航空工場整備士（計器関係）350時間以上、航空工場整備士（電子装備品関係）350時間以上、航空工場整備士（電気装備品関係）350時間以上、航空工場整備士（無線通信機器関係）350時間以上とし、教育科目は次の表に掲げるものを最少とする。

資格 科目	標準教育時間		
	航空工場整備士 (機体構造関係)	航空工場整備士 (機体装備品 関係)	航空工場整備士 (ピストン発動機 関係)
1. 整備の基本技術	150	150	150
2. 限定を受ける業務 についての知見	290	490	240
3. 限定を受ける業務 についての技術	180	130	50

限定を受ける業務は機体構造関係にあつては機体構造、機体装備品関係にあつては機体装備品又はピストン発動機関係にあつてはピストン発動機とする。

(注) 本表は最小限の教育科目を規定し、各教育科目の教育時間については標準時間を規定するものである。

資格 科目	標準教育時間		
	航空工場整備士 (タービン発動機 関係)	航空工場整備士 (プロペラ関係)	航空工場整備士 (計器関係)
1. 整備の基本技術	150	150	150
2. 限定を受ける業務 についての知見	340	190	170
3. 限定を受ける業務 についての技術	150	30	30

限定を受ける業務はタービン発動機関係にあつてはタービン発動機、プロペラ関係にあつてはプロペラ又は計器関係にあつては計器とする。

(注) 本表は最小限の教育科目を規定し、各教育科目の教育時間については標準時間を規定するものである。

資格 科目	標準教育時間		
	航空工場整備士 (電子装備品関係)	航空工場整備士 (電気装備品関係)	航空工場整備士 (無線通信機器 関係)
1. 整備の基本技術	150	150	150
2. 限定を受ける業務 についての知見	170	170	170
3. 限定を受ける業務 についての技術	30	30	30

限定を受ける業務は電子装備品関係にあつては電子装備品、電気装備品関係にあつては電気装備品及び無線通信機器関係にあつては無線通信機器とする。

(注) 本表は最小限の教育科目を規定し、各教育科目の教育時間については標準時間を規定するものである。

(3) 学科教育と実技教育の合計時間

資格 教育の 内容	教育時間		
	航空工場整備士 (機体構造関係)	航空工場整備士 (機体装備品 関係)	航空工場整備士 (ピストン発動機 関係)
1. 学科教育	940	940	1010
2. 実技教育	620	770	440
合計	1560	1710	1450

資格 教育の内容	教 育 時 間		
	航空工場整備士 (タービン発動機 関係)	航空工場整備士 (プロペラ関係)	航空工場整備士 (計器関係)
1. 学科教育	1 0 1 0	1 0 0 0	9 5 0
2. 実技教育	6 4 0	3 7 0	3 5 0
合 計	1 6 5 0	1 3 7 0	1 3 0 0

資格 教育の内容	教 育 時 間		
	航空工場整備士 (電子装備品関係)	航空工場整備士 (電気装備品関係)	航空工場整備士 (無線通信機器 関係)
1. 学科教育	9 5 0	9 5 0	9 5 0
2. 実技教育	3 5 0	3 5 0	3 5 0
合 計	1 3 0 0	1 3 0 0	1 3 0 0

第15部 等級限定変更課程（整備士）に関する基準

1. 第12部航空整備士の技能証明課程又は第12部航空運航整備士の技能証明課程に関する基準に準ずることとし、教育計画については次のとおりとする。

2. 教育計画

(1) 学科教育

教育時間は二等航空整備士35時間以上、二等航空運航整備士35時間以上し、教育科目は次の表に掲げるものを最少とする。

資格 科目	標準教育時間	
	二等航空整備士	二等航空運航整備士
1. 発動機	30	30
2. 試験	5	5

(注) 本表は最小限の教育科目を規定し、各教育科目の教育時間については標準時間を規定するものである。

(2) 実技教育

教育時間は二等航空整備士60時間以上、二等航空運航整備士30時間以上し、教育科目は次の表に掲げるものを最少とする。

資格 科目	標準教育時間	
	二等航空整備士	二等航空運航整備士
1. 整備に必要な技術	30	10
2. 動力装置の操作	30	
3. 航空機の日常点検作業		20

(注) 本表は最小限の教育科目を規定し、各教育科目の教育時間については標準時間を

を規定するものである。

(3) 学科教育と実技教育の合計時間

資格 教育の内容	教 育 時 間	
	二等航空整備士	二等航空運航整備士
1. 学科教育	35	35
2. 実技教育	60	30
合 計	95	65

第16部 型式限定変更課程（整備士）に関する基準

1. 第12部航空整備士の技能証明課程又は第13部航空運航整備士の技能証明課程に関する基準に準ずることとし、教育計画については次のとおりとする。

2. 教育計画

(1) 学科教育

教育時間は一等航空整備士（タービン発動機）100時間以上、一等航空運航整備士（タービン発動機）30時間以上とし、教育科目は次の表に掲げるものを最少とする。

科 目 資 格	標 準 教 育 時 間	
	一等航空整備士 (タービン発動機)	一等航空運航整備士 (タービン発動機)
1. 機体	30	10
2. 発動機	30	10
3. 電子装備品等	30	5
4. 試験	10	5

(注) 本表は最小限の教育科目を規定し、各教育科目の教育時間については標準時間を規定するものである。

(2) 実技教育

教育時間は一等航空整備士（タービン発動機）90時間以上、一等航空運航整備士（タービン発動機）30時間以上とし、教育科目は次の表に掲げるものを最少とする。

科 目 資 格		標 準 教 育 時 間	
		一等航空整備士 （タービン発動機）	一等航空運航整備士 （タービン発動機）
1. 整備に必要な知見	機体	15	15
	発動機	15	
	電子装備品等	15	
2. 技術 1) 整備に必要な技術 2) 航空機の点検作業 3) 動力装置の操作		45	
3. 技術 1) 整備に必要な技術 2) 航空機の日常点検作業			15

(注) 本表は最小限の教育科目を規定し、各教育科目の教育時間については標準時間を規定するものである。

(3) 学科教育と実技教育の合計時間

資格 教育の内容	教 育 時 間	
	一等航空整備士 (タービン発動機)	一等航空運航整備士 (タービン発動機)
1. 学科教育	100	30
2. 実技教育	90	30
合 計	190	60

第17部 整備の基本技術課程に関する基準

1. 第12部航空整備士の技能証明課程、第13部航空運航整備士の技能証明課程又は第14部航空工場整備士の技能証明課程に関する基準に準ずることとし、教育計画については次のとおりとする。

2. 教育計画

(1) 学科教育

教育時間は一等航空整備士200時間以上、二等航空整備士200時間以上、航空工場整備士200時間以上、一等航空運航整備士100時間以上、二等航空運航整備士100時間以上とし、教育科目は次の表に掲げるものを最少とする。

資格 科目	一、二等航空整備士 航空工場整備士	一、二等航空運航整備士
1. 整備の基本技術	200	100

(2) 実技教育

教育時間は一等航空整備士150時間以上、二等航空整備士150時間以上、航空工場整備士150時間以上、一等航空運航整備士70時間以上、二等航空運航整備士70時間以上とし、教育科目は次の表に掲げるものを最少とする。

資格 科目	一、二等航空整備士 航空工場整備士	一、二等航空運航整備士
1. 整備の基本技術	150	70

(3) 学科教育と実技教育の合計時間

資格 科目	一、二等航空整備士 航空工場整備士	一、二等航空運航整備士
1. 学科教育	200	100
2. 実技教育	150	70
合計	350	170

教 育 規 程 変 更 不 承 認 通 知 書

（教育規程変更申請者名）殿

年 月 日付け をもって申請のあった教育規程の変更については、下記のとおり承認しないこととしたので通知する。

記

1. 指定航空従事者養成施設名
2. 技能証明の資格等に係る課程
3. 承認しない理由

年 月 日
国土交通大臣 印

養成施設の指定に係る審査報告書

年 月 日

報告者 官職・氏名・印

設置者の氏名	
管理者の氏名	
養成施設の名称	
養成施設の所在地	
申請の行われた 養成施設の課程	
審査実施期間	

国家試験免除科目	
養成施設の概要 及び審査の所見	
判 定	<input type="checkbox"/> 合格 <input type="checkbox"/> 不合格

事 項	適	否
1. 設置者		
1. 1 欠格者でないこと		
1. 2 養成施設運営能力		
1. 3 養成の実績		
1. 3. 1 2年以上3コース以上（学科・実地試験合格率80%以上）		
1. 3. 2 テストコース		
1. 4 法人の場合の役員が欠格者でないこと		
1. 5 安全管理体制の構築ができていること		
講評		
2. 管理者		
2. 1 年令		
2. 2 欠格者でないこと		
2. 3 養成施設管理能力		
2. 4 養成についての知識・経験		
2. 5 安全管理体制の管理ができていること		
講評		
3. 学科教育組織		
3. 1 組織と教官数		
3. 1. 1 主席学科教官の配置		
3. 1. 2 科目ごとの学科教官の配置		
3. 1. 3 学科教官（任用・技倆保持等）教育及び管理		
3. 1. 4 学科教官の任用の判定		
3. 2 学科教官		
3. 2. 1 年令		
3. 2. 2 技能証明等の保有又は資格・経歴要件		
3. 2. 3 教官任用教育修了		
講評		

事 項	適	否
4. 実技教育組織		
4. 1 組織と教官数		
4. 1. 1 主席実技教官の配置		
4. 1. 2 グループ担当教官の配置		
4. 1. 3 訓練生と教官の比率		
4. 1. 4 特殊資格の保有率（計器飛行証明等）		
4. 1. 5 実技教官（任用・技倆保持等）教育及び管理		
4. 1. 6 実技教官の任用の判定		
4. 2 実技教官		
4. 2. 1 年令		
4. 2. 2 技能証明等の保有又は経歴要件		
4. 2. 3 航空経歴		
4. 2. 4 教官任用教育修了		
講評		
5. 技能審査員		
5. 1 年令		
5. 2 欠格者でないこと		
5. 3 技能証明等の保有		
5. 4 航空経歴		
講評		
6. 教育施設		
6. 1 学科教育施設		
6. 1. 1 教室		
6. 1. 1. 1 教室配置		
6. 1. 1. 2 教室面積 m^2 教室数 室		
6. 1. 1. 3 建物		
6. 1. 1. 4 照明		
6. 1. 1. 5 机・椅子		
6. 1. 1. 6 黒板その他の設備		
6. 1. 2 教材等		
6. 1. 2. 1 教科書、参考書等		
6. 1. 2. 2 実習教材		

事 項	適	否
6. 2 実技教育施設		
6. 2. 1 訓練飛行場 名称 代替飛行場 名称		
6. 2. 2 模擬飛行装置		
6. 2. 3 訓練用航空機 総機数 機 型		
6. 2. 4 飛行規程（正規又は訓練用）		
6. 2. 5 整備施設		
6. 2. 6 実習工場		
6. 2. 7 実習用材料の保管		
6. 2. 8 実習用工具等		
講評		
7. 教育課程		
7. 1 学科教育の科目並びに科目ごとの教育時間数 総時間数		
7. 2 実技教育の科目並びに科目ごとの教育時間数 総時間数		
7. 3 最大養成数 名		
7. 4 年間標準養成数 名		
講評		
8. 技能審査方法		
8. 1 技能審査方式（再審査含む）		
8. 2 判定基準の水準		
講評		

事 項	適	否
9. 養成施設の適確な運営のための制度		
9. 1 教官に係る管理に関する制度		
9. 2 技能審査の結果についての評価に関する制度		
9. 3 教育施設の維持管理に関する制度		
9. 4 教育実績の記録の管理に関する制度		
9. 5 養成施設が自ら行う監査に関する制度		
講評		
10. 教育実績		
10. 1 当該教育を2年以上3コース以上	コース	
10. 2 修了者が10名以上（整備関係20名以上）	名	
10. 3 学科試験合格率80%以上	%	
10. 4 実地試験合格率80%以上	%	
講評		
11. テストコース		
11. 1 テストコースの人数6名以上（整備関係12名以上）	人	
11. 2 教育実態		
11. 3 学科試験合格率	%	
11. 4 実地試験合格率	%	
講評		

限定変更の承認に係る審査報告書

年 月 日

報告者 官職・氏名・印

設置者の氏名	
管理者の氏名	
養成施設の名称	
養成施設の所在地	
指定番号	
申請の行われた 養成施設の課程	
審査実施期間	

国家試験免除科目	
養成施設の概要 及び審査の所見	
判 定	<input type="checkbox"/> 合格 <input type="checkbox"/> 不合格

事 項	適	否
1. 学科教育組織		
1. 1 組織と教官数		
1. 1. 1 主席学科教官の配置		
1. 1. 2 科目ごとの学科教官の配置		
1. 1. 3 学科教官（任用・技倆保持等）教育及び管理		
1. 1. 4 学科教官の任用の判定		
1. 2 学科教官		
1. 2. 1 年令		
1. 2. 2 技能証明等の保有又は資格・経歴要件		
1. 2. 3 教官任用教育修了		
講評		
2. 実技教育組織		
2. 1 組織と教官数		
2. 1. 1 主席実技教官の配置		
2. 1. 2 グループ担当教官の配置		
2. 1. 3 訓練生と教官の比率		
2. 1. 4 特殊資格の保有率（計器飛行証明等）		
2. 1. 5 実技教官（任用・技倆保持等）教育及び管理		
2. 1. 6 実技教官の任用の判定		
2. 2 実技教官		
2. 2. 1 年令		
2. 2. 2 技能証明等の保有又は経歴要件		
2. 2. 3 航空経歴		
2. 2. 4 教官任用教育修了		
講評		
3. 技能審査員		
3. 1 年令		
3. 2 欠格者でないこと		
3. 3 技能証明等の保有		
3. 4 航空経歴		
講評		

事 項	適	否
4. 教育施設		
4. 1 学科教育施設		
4. 1. 1 教材等		
4. 1. 1. 1 教科書、参考書等		
4. 1. 1. 2 実習教材		
4. 2 実技教育施設		
4. 2. 1 訓練飛行場 名称 代替飛行場 名称		
4. 2. 2 模擬飛行装置		
4. 2. 3 訓練用航空機 総機数 機 型		
4. 2. 4 飛行規程（正規又は訓練用）		
4. 2. 5 整備施設		
4. 2. 6 実習工場		
4. 2. 7 実習用材料の保管		
4. 2. 8 実習用工具等		
講評		
5. 教育課程		
5. 1 学科教育の科目並びに科目ごとの教育時間数 総時間数		
5. 2 実技教育の科目並びに科目ごとの教育時間数 総時間数		
5. 3 最大養成数 名		
5. 4 年間標準養成数 名		
講評		
6. 技能審査方法		
6. 1 技能審査方式（再審査含む）		
6. 2 判定基準の水準		
講評		

事 項	適	否
7. 教育実績		
7. 1 当該教育を2年以内で1コース以上	コース	
7. 2 修了者が4名以上（整備関係8名以上）	名	
7. 3 学科試験合格率80%以上	%	
7. 4 実地試験合格率80%以上	%	
講評		
8. テストコース		
8. 1 テストコースの人数6名以上（整備関係12名以上）	人	
8. 2 教育実態		
8. 3 学科試験合格率	%	
8. 4 実地試験合格率	%	
講評		

不 指 定 通 知 書

（指定申請者名）殿

年 月 日付け をもって申請のあった航空法第29条第4項の航空従事者の養成施設の指定の件については、下記のとおり、指定しないこととしたので通知する。

記

1. 申請のあった養成施設名
2. 技能証明の資格等に係る課程
3. 指定しない理由

年 月 日
国土交通大臣 印

不承認通知書

（限定申請者名）殿

年 月 日付け をもって申請のあった限定の変更については、下記のとおり承認しないこととしたので通知する。

記

1. 指定航空従事者養成施設名
2. 技能証明の資格等に係る変更を行う課程
3. 承認しない理由

年 月 日
国土交通大臣 印

国空航第 号
年 月 日

（申請者の氏名）殿

国土交通省航空局安全部運航安全課長

航空従事者養成施設に係るテストコースの指定について

年 月 日付け をもって申請のあった標記について、（技能証明の資格等）
に係る課程（〇〇 〇〇他 名）をテストコースに指定する。

なお、テストコースに係る教育実施状況を当課あて適宜報告されたい。

技能審査員能力認定試験成績報告書

総合判定	
受験者調書	
ふりがな 氏名	昭和・大正 年月日 年 月 日
技能審査に従事しようとしている指定養成施設の課程	
技能証明等	飛行経歴又は整備経歴
_____ No. _____ No. _____ No. _____ No.	総飛行時間 時間 分 (整備経歴) 機長時間 時間 分 操縦教育時間 時間 分
現住所	電話番号
連絡先 (会社団体等)	電話番号
試験の実施	
口 述	期日 年 月 日 場所 試験官 印
実技	基本技術 期日 年 月 日 場所 試験官 印
	実機 期日 年 月 日 場所 試験官 印
	SIM/CPT等 期日 年 月 日 場所 試験官 印

要件審査	判 定

成 績 表

試 験 科 目	判 定		
	基本技術	実 機	SIM/CPT等
口 述 試 験			
指 定 書 ・ 教 育 規 程			
航 空 に 関 す る 知 識			
実 技 試 験			
口 述 審 査 法			
実 技 審 査 法			
備 考			
<p>特記事項</p> <p>受験者は、限定技能審査員である。</p> <p><路線慣熟実施日></p> <p>1. ○年○月○日</p> <p>2. ○年○月○日</p> <p>3. ○年○月○日</p> <p>4. ○年○月○日</p> <p><講評実施日></p> <p>○年○月○日</p>			

備考欄には、被審査者に関する事項、実技審査法の試験方法等を記入すること。
 受験者が限定技能審査員である場合には、特記事項に路線慣熟及び講評の実施日等を記入すること。

認 定 書

（申請者名）殿

航空法施行規則第50条の4第5号及び同規則第50条の8の規定に基づき、下記について、技能審査員の要件を備えていることを認定する。

記

1. 技能審査員氏名
2. 養成施設の名称
3. 教育課程
4. 有効期限
5. 特記事項

模擬飛行装置又は飛行訓練装置による技能審査に限定した技能審査員
（※限定技能審査員の場合は上記を付記すること。）

年 月 日
国土交通大臣 印

不 認 定 通 知 書

（申請者名）殿

年 月 日付け をもって申請のあった技能審査に関する認定については、
下記のとおり認定しないこととしたので通知する。

記

1. 技能審査員候補者氏名
2. 養成施設の名称
3. 教育課程
4. 認定しない理由

年 月 日
国土交通大臣 印

指定養成施設随時検査報告書

指定養成施設名	
課 程 名	
実 施 日	
報告者氏名・印	
検 査 理 由	
検 査 内 容 及 び 所 見	

附則（平成12年10月11日付け空乗第1197号）

1. 施行期日

この要領は、平成12年10月11日から施行する。

2. 航空従事者養成施設指定申請要領及び審査要領（平成9年10月20日付け空乗第1106号。以下「旧要領」という。）は、平成12年10月10日をもって廃止する。

3. 経過措置

- (1) 平成12年9月1日に現に指定を受けている航空従事者養成施設については、当該指定に付された期限を満了するまでの間は、旧要領の規定を適用するものとする。
- (2) 平成12年9月1日に現になされている航空従事者養成施設の指定の申請については、旧要領の規定を適用するものとする。

附則（平成18年4月1日付け国空乗第451号）

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附則（平成21年5月15日付け国空乗第56号）

この要領は、平成21年5月25日から施行する。

附則（平成22年8月31日付け国空乗第274号）

この要領は、平成22年8月31日から施行する。

附則（平成22年10月12日付け国空乗第351号）

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附則（平成23年3月9日付け国空乗第590号）

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附則（平成23年6月29日付け国空乗第128号）

この要領は、平成23年7月1日から施行する。

附則（平成24年3月28日付け国空航第827号）

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附則（平成26年3月31日付け国空航第1158号）

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附則（平成27年6月22日付け国空航第119号）

この要領は、平成27年6月22日から施行する。

附則（平成29年3月31日付け国空航第11577号）

この要領は、平成29年4月1日から施行する。